



# 官報

号外 昭和二十三年六月十五日

## ○第二回 参議院會議錄第五十号

昭和二十三年六月十四日(月曜日)午前  
十時十四分開議

議事日程 第四十八号

昭和二十三年六月十四日

午前十時開議

第一 國務大臣の演説に關する件  
(第六日)

第二 郵便爲替法案(内閣提出)  
(委員長報告)

第三 郵便振替貯金法案(内閣提出)  
(委員長報告)

第四 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)  
(委員長報告)

第五 裁判官の報酬等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
(委員長報告)

第六 檢察官の俸給等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
(委員長報告)

第七 農林取締法案(内閣提出、衆議院送付)  
(委員長報告)

第八 臨時買収法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
(委員長報告)

第九 内閣總理大臣等の俸給等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
(委員長報告)

第一〇 臨時の銀行に対する國庫補助に關する諸議案(委員長報告)

第一一 常磐炭鉱地帯の漏水防止工

事施行に關する諸願  
(委員長報告)

第二二 八幡製鉄所薄板工場設備を室蘭市輪西製鉄所に移轉することに関する諸願  
(委員長報告)

第二三 農村企業工場動力用石油代用燃料装置の設置に關する諸願  
(委員長報告)

第二四 鉄鋼局設置促進に關する諸願  
(委員長報告)

第二五 産業車りより興設置に關する諸願  
(委員長報告)

第二六 配炭公團法の一部改正に關する諸願  
(委員長報告)

第二七 カーバイドの生産復興に關する諸願  
(委員長報告)

第二八 輕金屬地金價格差補給金に關する諸願(三件)(委員長報告)

第二九 硫化鐵の増産施策に關する諸願  
(委員長報告)

第三〇 非鉄金屬地金價格差補給金に關する諸願  
(委員長報告)

第三一 布はく製品の生産計画に關する諸願(二件)  
(委員長報告)

第三二 輕金屬地金價格調整補給金に關する諸願  
(委員長報告)

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は御異議がなければ則ち報告を省略いたします。

一昨十二日(内閣)から左の議案を提出した。

昭和二十二年年度國庫債務負擔行爲總調查

國民健康保險法の一部を改正する法律案

同日議員から左の議案を提出した。

優生保護法案(谷口彌三郎君外三名發議)

同日(内閣)から予備審査のため左の議案が送付された。

農業災害補償法の一部を改正する法律案

減額社債に対する措置等に関する法律案

國家公務員法第十三條第二項及び地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、臨時人事委員會の地方の事務所の設置に關し承認を求めめるの件

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、財務局及び稅務署の増設に關し承認を求めめるの件

昭和二十二年年度予備費使用總調查(その二)

昭和二十二年年度特別會計予備費使用總調查(承諾を求めめる件)

同日議長は、左の内閣提出案を厚生委員會に付託した。

國民健康保險法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員會に付託した。

新聞出版用紙制當事務廳法案

昭和二十二年年度予備費使用總調查(その二)

昭和二十二年年度特別會計予備費使用總調查(承諾を求めめる件)

國家公務員法第十三條第二項及び地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、臨時人事委員會の地方の事務所の設置に關し承認を求めめるの件

決算委員會に付託

学校教育法及び養育教育費國庫負擔法の一部を改正する法律案

文教委員會に付託

公立高等學校定時制課程職員費國庫補助法案

市町村立學校職員給與負擔法案

治安及び地方制度委員會に付託

農業災害補償法の一部を改正する法律案

農林委員會に付託

減額社債に対する措置等に関する法律案

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、財務局及び稅務署の増設に關し承認を求めめるの件

財務及び金融委員會に付託

同日(内閣)から左の答弁書を受領した。

參議院議員岡村文四郎君提出閣議事案に關する質問に対する答弁書

參議院議員岡村文四郎君提出農家經營に關する質問に対する答弁書

參議院議員岡村文四郎君提出國内産飼料作物種子及内外産綠肥作物種子の配給統制に關する質問に対する答

弁書

參議院議員小川友三君提出減稅訴願に關する質問に対する答弁書

參議院議員小川友三君提出私鉄買収に關する質問に対する答弁書

參議院議員板野野次君提出食糧問題に關する質問に対する答弁書

同日第二十回文書表記載の諸願書を左の委員會に付託した。

治安及び地方制度委員會

第九百十五号 医薬に對する事案

視察中止に關する諸願書

第九百三十六号 地方自治法の一部改正に關する諸願書

國土計画委員會

第八百九十五号 福河縣八女郡外五箇郡河川の砂防工事施行に關する諸願書

第八百九十六号 窪田川砂防工事施行に關する諸願書

第八百九十八号 大和根、小貝岡河川並びに霞ヶ浦水害予防対策に關する諸願書

第九百号 細野川外十二河川の砂防工事施行に關する諸願書

第九百一十号 稚兒清水川外十河川の砂防工事施行に關する諸願書

第九百二十号 信濃川支流羽根川外十七河川の砂防工事施行に關する諸願書

第九百七号 平手川砂防工事施行に關する諸願書

第九百八号 綾目川外七河川の砂防工事施行に關する諸願書

第九百九号 兵庫縣相生市並びに有馬外十三箇郡河川の砂防工事施行に關する諸願書

第九百十号 愛知縣岡崎、瀬戸兩市



務所の存置に関する陳情書  
第四百七十六号 土地改良事業費  
國庫補助増額に関する陳情書  
第四百八十一号 農報物資制度撤  
廃に関する陳情書  
第四百八十三号 臨時と場皮草業  
収益金処分に関する法律制定の  
陳情書

鑛工業委員会

第四百八十五号 輕金屬地金價格  
調整補助金に関する陳情書  
電氣委員会  
第四百五十一号 電氣事業の再編  
運搬及び交通委員会  
第四百六十四号 福島、米沢両駅  
間電化促進に関する陳情書  
第四百七十一号 自動車運賃値上  
げに関する陳情書

通信委員会

第四百四十九号 簡易生命保險積  
立金運用再開に関する陳情書  
第四百五十号 簡易生命保險及び  
郵便年金積立金運用再開に関す  
る陳情書(三十六件)  
財政及び金融委員会  
第四百六十一号 取引高税反対に  
関する陳情書(二件)  
第四百六十八号 人造バター物品  
稅撤廃に関する陳情書  
決算委員会  
第四百六十号 中央出先機關整理  
統合に関する陳情書  
第四百六十三号 名古屋商工局北  
陸出張所を富山商工局に昇格す  
ることに關する陳情書  
議院運営委員会  
第四百五十三号 政治資金規正法

案に関する陳情書

第四百六十九号 兩院院の水産委  
員会存続に関する陳情書  
第四百八十号 選挙人名簿關係法  
令の改正に関する陳情書  
在外同胞引揚問題に関する特別委員  
会  
第四百五十五号 在外同胞引揚促  
進に関する陳情書(三件)  
第四百七十三号 在外同胞引揚促  
進並びに引揚者保護に関する陳  
情書

同日内閣総理大臣に左の者を政府委員  
に任命することを承認した旨回答し  
た。

(経済安定本部) 森永員一郎君  
官房次長兼企画部  
長(總理事務官)  
(食糧管理) 山根 東明君  
務部長兼管理官  
長(總理事務官)  
(貿易) 村岡 信勝君  
局長(總理事務官)  
(主税) 脇野 實君  
課長(大藏事務官)  
(同) 脇野 實君  
(同盟) 純夫君  
課長(同) 佐市君  
(同盟) 金子 一平君  
課長(同)

醫藥分業促進に関する質問主意  
書  
右の質問主意書を國會法第七十四條  
によつて提出する。  
昭和二十三年五月十四日  
小川 友三

參議院議長松平恒雄殿  
醫藥分業促進に関する質問主意  
書  
片山内閣は醫藥分業を關し相當の

理解があつたが若し内閣は藥劑法及  
醫師法に關し醫藥分業促進の御見  
を問う。  
右質問に対し速かなる御答弁を要求  
する。

内閣參事第一二〇号  
昭和二十三年六月一日

内閣総理大臣 芦田 均  
參議院議長松平恒雄殿  
參議院議員小川友三君提出醫藥分業  
促進に関する質問に対し、別紙答弁  
書を送付する。

參議院議員小川友三君提出の醫  
藥分業に関する質問に対する答  
弁書  
醫藥分業につきましては、明治初  
年以來の懸案でありまして、社會情  
勢の変化に伴ひ一概に断することの  
困難な問題であります。

我國の現状におきましては完全分  
業を直ちに実現することは種々の問  
題がありますので、今般藥事法を改  
正するに當りましては、醫師が自己  
の処方箋により自ら調劑することを  
第二十二條中に規定いたしましたので  
あります、從つて昭和十八年法律第四  
十八号藥事法において醫師の調劑權  
を附則において認めた趣旨とは多少  
異り、これを本則において認めること  
により、現状における任意分業を認  
め、唯醫師は自ら調劑することにより  
その責任を明らかにしようとするも  
のであります。政府といたしまして  
は以上の趣旨より醫藥制度の合理化  
を医師及び藥劑師の實力をより一層  
充實せしめ、法律による強制でない

手段によつてその目的を達成せしめ  
んとするものであります。

六・三制全額補助に関する質問主  
意書  
右の質問主意書を國會法第七十四條  
によつて提出する。  
昭和二十三年五月十九日  
小川 友三  
參議院議長松平恒雄殿

六・三制全額補助に関する質問主  
意書  
一、文化國家の建設に當り六・三制  
の必要経費及改造費、教育資材  
は教室建築費と共に全額支出すべ  
きであるが、政府の御見を問う。  
二、地方は財源の少なため赤字  
のため並びに高率課税のためヒソ  
死の經濟状況である。  
この実状に対する御見を問う。  
右質問に対し速かなる御答弁を要求  
する。

内閣參事第一一七号  
昭和二十三年六月一日

内閣総理大臣 芦田 均  
參議院議長松平恒雄殿  
參議院議員小川友三君提出六・三制  
全額補助に関する質問に対し、別紙  
答弁書を送付する。

參議院議員小川友三君提出六・三  
制全額補助に関する質問に対する  
答弁書  
一、義務教育の実施に必要な経費  
及び改造費、教育資材について  
は、國家が学校設置義務者に対し  
て設置及び經營の義務を課したの

であるから、當然國庫がそれ等の  
財源につき考慮すべきであるとい  
うことについては、政府はこれに  
ついて考慮しているが、その方法  
及び程度については必ずしも全額  
國庫負担が唯一のものとは考えら  
れない。國家財政の現状及び教育  
及び財政権の地方分権の方針にも  
とつてその程度及び方法を研究  
する所存である。

二、地方財政が窮迫する現在にお  
いて、新教育制度の実施が容易でな  
いことは御所見の通りであるが、  
稅制、國家財政、地方財政等の調  
査によつて地方財政が潤沢となる  
よりな方法を講じたい考えであ  
る。

災害復旧費補助金に関する質問主  
意書  
右の質問主意書を國會法第七十四條  
によつて提出する。  
昭和二十三年五月十九日  
小川 友三  
參議院議長松平恒雄殿

災害復旧費補助金に関する質問主  
意書  
一、昨年の水害復旧に政府の対策は  
感謝する点が少ない、正当なる支  
出をしておらない、農民が立替金  
で復旧したのである。  
この立替金は國庫補助すべきで  
あるが政府の御見を問う。  
その全額及各縣別金額を問う。  
右質問に対し速かなる御答弁を求  
む。

内閣参事第一一六号  
昭和二十三年六月一日  
内閣総理大臣 芦田 均  
参議院議長松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出災害復旧費補助金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出災害復旧費補助金に関する質問に対する答弁書

災害復旧工事に對する國庫補助金は災害國庫補助規程に定められた額を交付する方針であり政府は昭和二十二年に於ても國庫財政上出来得る限りの補助金の交付に努めたのであるが昭和二十二年災害に對する國庫補助額は總額百九億余円の大巨額となり國庫財政の現状では到底本年度で補助金を交付することは不可能な状態である。  
然るに災害復旧工事は被爆箇所、復旧であり必要最少限度の確保である。

又此の復旧工事が民生安定を始め食糧の増産確保に至大の影響をもつ関係上農民の関心は極めて深いために財源不足に依つて関係地先の復旧工事が遅延することは農民の默視し得ないので不足工事費を一時立替え、工事を迅速に完成するの措置を講ずることのあり得ることが予想されるけれども未だ全般的に正式報告に接してゐないが正当な立替金である限り今後の國庫補助金並縣支出額を以て支弁さるべきである。

配給塩の事務に関する質問主意書

右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。  
昭和二十三年五月十九日  
小川 友三  
参議院議長松平恒雄殿

配給塩の事務に関する質問主意書

一、現在の塩の配給方法は各戸人口割の混雑せる書式にて、農民に適しない書式にて迷惑至極であるが簡易化する考へはないか。  
用紙の無駄、手数極めて多い点に對し配給所員の手数甚大なり政府の処見を問う。  
右質問に對し御答弁を求む。

内閣参事第一一九号  
昭和二十三年六月一日  
内閣総理大臣 芦田 均  
参議院議長松平恒雄殿  
参議院議員小川友三君提出配給塩の事務に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

一、塩の家庭配給に際して使用する購入券は本年度より個人別に改めたが、これは世帯員の轉出入と住所の移動に當つて必要とした從來の煩しい手續を省略し、不正受配人口の淘汰に便ならしめると共に、小買業者の販賣実績の計算を簡易化する趣旨に出たものであり、用紙も極力、節約を旨として小型のものとしたため從來に比しきほど用紙所要量の増加を來してゐない。

又新購入券は予約券と引換券とからなり、且つ多数の予約券が附属してゐるが、前者はみそ、しょう油等の配給についても見られる通り、最近の新しい配給統制方式に基く要求によるものであり、後者は塩の配給が他物資とは比較にならない程多様且複雑な内容を有し、配給基準も亦極めて多種であるのでこれに備えるものに外ならず全く已むを得ない。

なお新様式の購入券は実施の体驗と各方面の意見を尊重し、逐次改善を加へて行くものであることは云う迄もない。

農業及び畜産技術員待遇に関する質問主意書  
右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。  
昭和二十三年五月十九日  
小川 友三  
参議院議長松平恒雄殿

農業及び畜産技術員待遇に関する質問主意書

一、多收種穀類は旧式農業より離脱する新式技術員を要するものである、農産物一割増産の政府の對策の実現に正比して農業技術員の活躍が入るのであるが、これ等の個人の自轉車一台、求むるに一万数千円も必要なインフレ時代、テック、歩んで指導に廻つておる今日、一人で十倍も廻れるのを十分の一である、各自に新品の自轉車を貸與し、能率向上に當るべきであるが政府の処見を問う。

一、畜産技術員に對しても有畜農業を勧める政府に先駆者たる技術員待遇改善の具體的処見を問う。  
右質問に對し、御答弁を要求する。

内閣参事第一一八号  
昭和二十三年六月一日  
内閣総理大臣 芦田 均  
参議院議長松平恒雄殿  
参議院議員小川友三君提出農業及び畜産技術員待遇に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出農業及び畜産技術員待遇に関する質問に對する答弁書  
一、農業技術員の活動を円滑ならしめるためには自轉車を必要とすることは言うまでもないが現在までの自轉車の生産並びに需要の情況よりして、農業用としては極めて僅かな数量しか配給できなかつた。しかし今年度に入つてからは、自轉車の生産もその資材の裏附とともに数倍になる見込であるので、農業用として増配給されるものと想われるから、今後農業技術員の活動に遺憾のないようこれが確保に努力したい。  
なお貸與の点については現在考へてゐない。

二、畜産技術員は、國費及び地方費をもつて縣關係で四二四二人、都、市町村關係で五三三〇人設置してあるが、これが待遇改善については、政府においてもその必要を認め、昭和二十二年度においては、主として所要物資の配給に努力した。

即ち自轉車については、畜産業関係副當五三八台の中七〇台を畜産技術員用にさき、又地下足袋については一、〇〇〇足中三、一九五足を、ゴム長靴については二、〇〇〇足中二、〇〇〇足を、軍手については一、二〇〇双中一、四、九〇〇双を、作業衣については八、〇〇〇着中一、四五二着の配給を実施した。

今年度においても更に一層の努力をして所要物資配給を続ける方針である。

○議長(松平恒雄君) これより本日の会議を開きます。日程第一、國務大臣の演説に関する件(第六日)、一昨日に引続き演説を許します。左藤義彦君。  
○左藤義彦君 運輸大臣の出席を要求しておりますので……  
○議長(松平恒雄君) 運輸大臣は直ぐ見えるのであります。

〔左藤義彦君演説、拍手〕  
○左藤義彦君 時間の関係上、同僚諸君から、すでに御質問のありました件を省き、これに對する政府の御答弁中、尙了承いたし兼ねる二三の点についてお伺いいたします。

先ず第一に、軍事公債利拂停止について、先日大藏大臣は、高瀬議員から、その理論的根拠を問われたのに対して、軍事公債の元本打切り、或いは利拂停止というような過激な主張に對し、これで一應の終止符を打つたのだと、これで事済みにしたのだと、さも手柄頭のようにお答えなさいました。譬えが悪いかも知れませんが、種

盗をするというのを得盗で止めさせたから、それでいいのだという理窟はありますまい。(「わけが違ふよ」と呼ぶ者あり)予てからの總理や大蔵大臣の御主張のように、軍公利拂止がいけないのならば、何故最後まで堂々とその所信を貫かれないのか。修正資本主義というものは、政權のために、政略のために、その主張をすり替える、「ぬえ」のような、「こうもり」のようなものでありましようか。(「そんなことがあるか」と呼ぶ者あり)この利拂停止は、その及ぼすところ誠に廣範囲且つ深刻と存じますが、特に次の四つの点について、お尋ねして置きます。

大蔵大臣は、この利拂延期は今後一ヶ年の利子だけで、それ以後はやらんと言明しておられますが、財政上の表面の理由は、これで財源を捻出して、災害復旧とか、六・三割とか、緊急の支出に当ると、こういうことでありましよう。(「そうだよ」と呼ぶ者あり)敗戦以来の我が財政が、二三年のうちに、禁にならうとは到底考えられません。さすれば、明年度以降の予算編成に際しても、右の表面の理由が解消する見込みはありませんから、再びこの問題が起つて来るのは必然であります。(「毎年度やつて貰いたいね」と呼ぶ者あり)本年度これを防ぎ得なかつた政府が、来年度これを繰返さないとな誰が保証し得ましようか、朝に左派振るべしと言いつたに欲呼してこれを教に加え、僅か九十二名の第三党を以て首班を維持せんとする、無力にして不信用な政府に対して、國民が、どうして來年の空手形を信頼し得ましようか。(「そう」と呼ぶ者あり)料理飲食店

の營業停止でも、大都市への轉入禁止でも、当初一年を限つての処置が、次々と延長されている。利拂延期も亦するると堤防が崩れて行くのではないか。遂には元本まで破棄されるのではないか。かような不安の暗雲が財界に低迷し、國民の貯蓄心を傷つけていることは、想像以上に重大なことであります。(「そうだ」「その通りだ」と呼ぶ者あり、拍手)

第二に、現在公社債の取引市場は再開されておりませんが、正式の相場は立ちませんが、すでにこの問題がやましくなつてから、軍事公債は六七円の値下りを來してあります。六七円はまだ済んでおるのは、國會議員なる限り、滅多にこんなものは通さない。現内閣の余命はもう旦夕に迫つていて、かように信じておるからであります。万が一にもこれが実行されるようなことがありましたら、更に大幅の値下りを來し、延いては同じ國家の債務証券たる一般公債にまで累を及ぼすこと、火を見るより明らかであります。(拍手)又國際的影響についても、先日同僚寺尾君の演説に対し芦田總理は、ロンドンでもニューヨークでも我が國債の値下りはないと輕くいたされましたが、それはポンド貨價、ドル貨價のことであつて、それならばすでに敗戦の當時下がるだけ下げ盡くしておるので、一步でも國運が立ち直らうといふ今日、殊に適合軍の好意ある管理下に置かれておる限り、外貨債に値下りのないのは當然であります。一体この問題が起りましてから、ニューヨークやロンドンで、どの銘柄にどれだけだけ取引があつて、どれ程の價格變動があつたか、總理から詳細にお示しを頂きたい。外資導入を一掃看做とする声、川首相が、二合八勺や棉布の配給は期待できないでも、外資導入だけは期待しておる川首相は、到底理由にならんことを挙げて、簡単に体をかわす

がごとき御答弁は私共の了承し難いところでありましよう。(拍手「ヒヤ」「ヒヤ」と呼ぶものあり)私共の心配しておるのは、もつと深く、もつと深く、國家破れたりと雖も、獨立國家の信譽信用そのものに対する精神的、物質的影響の重大さであります。終戦直後の崩壊期ならばいざ知らず、一步でも復興に向方的政策という印象が、國內は勿論、國際的に如何に深刻なる影響を及ぼすか、もつと眞剣に總理の御考慮を願いたいと思つておられます。

次に、利拂停止が金融機關の經理面に及ぼす影響について、裁相は未收利息を資産に計上せしめると、こゝろ言われますが、絵に書いた餅は現実の資金となりません。長きは十五年、軍公全部を平均して十一ヶ年強、それだけの銀行の資金維持が困難となることは言を俵とせません。日銀から当該利息額を見合として融資せよと言いますが、一体それは政府の責任で命令されるのか、日銀が自発的に政府延滞の尻拭いをするのか、若しそれ公債の値下り全体に対して日銀に救済せよとすれば、問題は更に重大であります。聞くところによると、一万田氏が中央銀行總裁として政治問題に介入することは遠慮しておるが、金融界の一員として、利拂停止に対する一万田總裁の反対意見は少しも變つておらんであり

ます。初めから納得できない政府の失敗の後始末を、如何なる理由又は如何なる根拠を以て日本銀行に引受けさせられるか、大蔵大臣の御所信を伺つて置きます。(拍手)

第二にお尋ねしたいのは、運賃値上げについてであります。一般物價が百十倍に上るのに運賃は昭和十一年の八十二倍に止めた、予算書に止めた、と、さも思に薄せられたようなお話であります。更に以ての外であります。インフレ抑止の支柱として、今日まで必死になつて運賃の値上げを抑えて來た。言うまでもなく、國民の社會生活、物價の基準に重大な關係を持つ運賃、而もこれが國有事業であるといふところに特殊の使命があるのであります。それを今いよいよ中間安定から本格的インフレ防止に向かわんとするそのスタートにおいて、この大事な時に、運賃は二十五割、通信料金は三十割も明上げしようという、これではインフレ阻止ができると思つておられるのか、安本長官どう思つておられるのか。身の皮を剥がれ、肉を削られ、もう血さえ出んような國民生活の苦痛が、總理以下分つておられるのか、國鉄に赤字が出たからといつて、その穴埋めの大部分を高く値上げにぶつ付けて、こゝろいよいよ無難なことで、果して國民のために信念ある政治と言われるのでありましようか。(拍手)政治哲學の貧困、百年の計は忘れて、イーギーイングの予算編成、私共は國民と共に断じて反対せざるを得ないのであります。これは本予算全体に通ずる致命的欠陥であります。取敢えず私は運輸大臣が、この予算を編成するに當つて、次の八つの点について如何なる努力をいたされたか、詳細具体的に御答弁をお願いいたします。(「はつきり答へよ」と呼ぶ者あり)

第一、人件費の節約について、配置轉換と能率向上を中心とする行政整理の現状、これがどれだけ予算に出ておるか、及び將來への見通し。第二、石炭のカロリー向上による節約をどの程度まで本予算に織り込んでおるか、將來如何なる計画を持つておるか。第三、鐵道特別会計の盲腸と言われるいわゆる海外財産、この処理につきまして、繩張りを守守する官債の策謀を押し切つて運輸大臣は断行する勇氣があるかどうか。第四、その他の財産についても、もつとこれを節約すると共に、相當整理拂下げをなして、赤字補填の一助とする意圖があるかどうか。第五、戦時紀律の確立と、勤勞意欲の向上により貨客増進の、従つてこれによる増収の見込があるかどうか。第六、退役官債の拠点と言われる鐵道弘済会にメスを入れて、その事業を大膽に直營に移して収入増加を図る意圖があるかどうか。第七、無償バスにつきましては、一昨日油井議員への答弁に、戦時運送上の必要と仰せられました。それがただでありませぬ。家族バス、慰勞バス、退職者バス、組合関係のバス、その他各事由別に詳細なる数字を挙げて本予算において、それがどれだけ整理せられたか、どれだけ努力を以て整理せられたか、又將來どれだけ整理するつもりか、はつきりお示しを頂きたい。第八、戦時、主として軍事的理由から買上

ず私は運輸大臣が、この予算を編成するに當つて、次の八つの点について如何なる努力をいたされたか、詳細具体的に御答弁をお願いいたします。(「はつきり答へよ」と呼ぶ者あり)

ず私は運輸大臣が、この予算を編成するに當つて、次の八つの点について如何なる努力をいたされたか、詳細具体的に御答弁をお願いいたします。(「はつきり答へよ」と呼ぶ者あり)

げられたものを初め、一部路線の拂下げを断行する意見があるかどうか。

右の八つの点において、運輸大臣の努力せられたる実際を、又將來の覚悟を明白にお伺いしたいのであります。安本、文部、農林、商工その他お尋ねしたいことは沢山ありますが、時間が限られておりますので……

第三に確めて置きたいのは、本予算案に対する政府の決心、又は覚悟であります。基盤の異つたところの二人三脚、否、三人四脚の上に立つて、而もその與党内の内紛混乱の相次いでおる現在、果して本月中に原案のまま無傷に通過したかどうか、(問題にしてい

ないじやないか、民主党は)と呼ぶ者あり) 社会党幹部は出身關係を加えて、この予算案を閣議で決定せられた。その出身關係を加えて、運賃値上率の修正、取引高税の再検討、六・三予算増額を決議しております。國民協同党は、この程度の六・三予算では絶対承認できんと言っております。本院の文教委員会が全員一致で、六・三制増額せずんば予算案返上を決議しておること、大蔵大臣御承知でありましよう。泣いても笑つても、本案の大補修正は、もはや必至であります。かかる場合に、蔵相は如何なる政治的責任をとられるのか、これだけ選らせて、而もその予算が大補修正をせられて、如何なる責任をとられるのか、與党の一部には、七月又々暫定予算の聲が

んが若しきやうなことがあれば進退を考慮すると述べておられたようでありませんが、果して事實であるかどうか。閣会の議決に挑戦するやうな態度は、結局全体主義に通ずるものだと思いますが、大蔵大臣の御所信を承わりたい。(拍手)

更に又本予算の内容をなす運賃及び通信料金の値上げは、兩院審議の現状から見て、六月十五日から実施のできんことは今や必至であります。そのために生ずる重大な予算の変動、非常な欠陥が生ずる、その変動を如何に処理せられるか、組替予算を、いつ如何なる内容を以て提出せられるのか。その技術的準備の現状及び見通し、これは予備金の計上が極めて少い本案において、誠に重要な問題と思ひますので、我が審議いたします参考、一つ詳細なる御答弁を希望いたします。

最後にされ亦政局の將來、從つて予算の審議に非常な關係があると存じますので、お伺いして置きますが、最近検査局長から、西尾國務大臣起訴の稟請があつたかどうか、これに対して総理は如何に処理せられたか、若し正式の稟請がないとすれば、念のため、かような稟請があつた場合に、総理は如何に処理せられる御方針であるのか、これは新憲法の解釈上初めての事例で、非常に重要なことと思ひますので、憲法改正特別委員長でありました総理に、如何なる心構えを持つておられるか、この際明確にして責任の御答弁をお願い申し上げます。(拍手) 以上の諸点について政府の御所見を伺つておきまして、私の質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣吉田均君登壇、拍手〕  
○國務大臣(吉田均君) 左藤君の熱烈な御質問にお答えいたします。

軍公利拂の停止の問題につきまして、寺尾君初め、すでにこの壇上より二三の質問が提起されて、その都度政府においては、それらの答弁をいたしております。それ以上に特に附加して今お答えする問題は、残り二つあるやうな問題が、ただ左藤君の光程の質問の中に、外貨公債は、今回の利拂停止によつて下落してないといふが、一体この問題が起つてからどういふ銘柄について、どういふふうに変動があつたのであるか、それは間違いないやないかと、こゝういふ御意見のようでありましたが、繰返して申し上げます。ニューヨークにおいても、この問題が原因となつて下落したものは一つもありません。

次にこの予算案に対して政府は如何なる決意を以て臨んでおるかという御質問でありました。政府としては全責任を以て予算案を國會に提出いたしましたのであります。國會は國權の最高機関であり、從つてこの予算案に対して如何なる修正をお加えになるかというごとは、國會多数の意思に基くこととあります。政府が國會多数の意思を尊重してないという間違つた考えは絶対に持つておりません。御修正になることは國會の権限であります。併しながら若し政府の所信と甚だしく異なるごとき大きな変更があつた場合には、政府としての責任をそのときに考へるべきだと承知いたしております。尙國會が御修正になるのであります。尙歳入にも変化があらましよう。歳入に変

入にも変化があらましよう。歳入に変更をお加えになるときは歳入にも変化を生ずるであらましよう。その程度を修正が政府に対する不信任の考えを含まどうかという場合に從つて、政府の責任は當然考へるべきだと思つておりますが、私共の現在の見通しにおいては、今日國民の大多数が一日も早く本予算案の通過されんことを待望しておるといふふうな考へております。

更に左藤君の御質問の第三点にお答えいたします。西尾末廣君の問題について檢察廳當局より私の手許には何らの書類も到着いたしてありません。これが到着いたしました場合には、良心の命ずるところに從つて公正なる処断をいたしたいと考へております。(拍手)

〔國務大臣北村徳太郎君登壇、拍手〕  
○國務大臣(北村徳太郎君) 左藤議員にお答え申し上げます。軍公問題につきましては只今総理から答弁がございまして、重ねて申し上げます。これは避けたいと思つておりますが、ただこれを未收利息として貸借対照表に計上することは画に描いた餅ではないかといふやうな御指摘があつたのでありますけれども、これは凡そ社会並びに銀行等の経理上、左藤議員の御承知の通り、債権は財産である。こゝういふ考へ方からその債権が現実に現金にならなければ画に描いた餅であるといふことになる、一般の経理觀念は全部崩れ

て参りますので、私共はさきよりに考へておりません。これは當然財源として、特に経過したものでもありますが、既経過の財源としてこれを財源勘定に計上することは、一般の経理の觀念として、通念としてこれは當然である、こゝういふふうな信じておるのであります。それがら予算については、これは勿論責任を持つて提出いたしました財政の責任者といつたしまして、只今組替等は考へておりませんが、勿論総理より答弁がございました。尙國會の審議権はどこまでも尊重いたしますことは當然でありまして、これについて國會の御意思で御修正になる場合には、勿論歳入歳出のバランスの取れる御修正があるものと期待しておるのであります。このことは當然のことであると存じております。

それから七月暫定予算を出すのではないかと御質問でありましたが、さきよりのことは全然考へておりませんのであります。私共といたしましては、予算が一日も早く御審議願ひて終了することを心に願つておるだけでありまして、以上お答え申し上げます。(拍手)

〔國務大臣岡田勢一君登壇〕  
○國務大臣(岡田勢一君) 左藤君の御質問のうち運輸關係のことをお答え申し上げます。  
第一の御質問は、人件費の節約に対して今回の予算編成に當つてどの程度努力したか、尙將來の見通しはどうかという御質問でございます。先般來もお答え申し上げます通りでありまして、二十三年度の鉄道特別会計の決定人員は約六十二万七千五百人と相





と呼ぶ者あり

〔國務大臣青田均君登壇、拍手〕

外的にも非常に大きい。國內的にも、國一般にも影響して、財界が非常な混乱を生ずる。そのことが國際的日本の立直りに非常に影響する。先日米國の來朝せられた使節團でも、若しかくのごときことが行われるならば、日本の信用に非常に影響するであろうと、はつきり言つておられるのでありまして、私共は寺尾君へのお答えが筋が違つておる、もつと大質的な問題を考へて頂きたい、かように申したのでありまして、これをすり換えずに、はつきり御答弁を頂きたいと思つておる。

と呼ぶ者あり

〔國務大臣北村徳太郎君登壇、拍手〕

大藏大臣は、絵に書いた餅という言葉が大変お気に障つたようですが、私も債券が財産であるという事は認めますけれども、絵に書いた餅がいけなければ、お預けになつた時でもいい、平均十一年間は現実に資金にならない、そのことが金融機關に非常に影響を興える、それを日銀に引受けさせるとおつしやいますが、それは如何なる権力を以て、如何なる根拠によつてせられるのか。日銀總裁が賛成してないことを、どうしてさせられるおつもりであるか、その点をお伺いしたのであります。通貨や通信料金の値上げが十五日から実施できない。そのために予算上に非常な変動が生ずる。それに対してどういふような、政府としては処置を準備しておられるのか、その点をお伺いしたのであります。尙詳細な点は、残念ながら時間がございまして、予算委員会に譲りますが、この三つの点について一總理並びに大藏大臣のはつきりした御答弁をお願いいたします。(拍手)もつと親切な答弁をしろ

と呼ぶ者あり

〔國務大臣北村徳太郎君登壇、拍手〕

市場に轉々するということは全然ございせん。従つて軍事公債に関する限り、今回のことによつて、市場の價格がどうなる、現在市場は立つておりませんから、正確なことは分りませんけれども、心理的影響等は、或いはあるかも知れませんが、具体的にこれが影響するといふふうなことには相成らん。こゝろいふ意味のことを申述べたのでございせん。

と呼ぶ者あり

〔國務大臣栗栖勉夫君登壇〕

先ず油井議員の御質疑に対してお答えいたします。油井議員の御質疑は、物價の補正がいつ頃完成するか、その他に関する問題が第一の点であります。この点について、先ずお答えしたいと思つておる。油井議員のお説の通り、物價の補正が遅れますと、生産の手控えとか、賣惜しみとか、賣濟め等が行われる傾向がございまして、その間經濟の円滑順調な運行に支障がございまして、物價の補正はできるだけ早く目に完了をいたしたいと思つておる。商賈の事情、殊に準備等もございまして、今回の補正は概ね七月一ぱいくらいには完了したいと思つておる次第でございまして、物價の補正を行いますと、價格差益が出るのであります。これは國庫に收納いたしまして、一般國民の利益のために使用するのが適當と考えられますので、從來の方針により、これを國庫に

と呼ぶ者あり

〔國務大臣栗栖勉夫君登壇〕

徴收する予定でございせん。價格差益金の徴收に當りましては、運轉資金その他不足を生ずることはないかとお尋ねでありましたが、その点につきましては、十分考えまして、運轉資金の供給については、金融上別途に適當の措置を取りまして、不足を來たさないように、従つて生産その他に支障を來たさないように努めたいと思つておる次第でございせん。

と呼ぶ者あり

〔國務大臣栗栖勉夫君登壇〕

第二の点は、インフレーションの高進その他に対する問題であつたと思つておる。今回の物價補正に當りましては、物價、資金財政その他各方面の総合的見地に立ちまして、又財政赤字から生ずる増徴増税が、インフレーションを高進させ、重要な原因であることを考慮いたしまして、國庫、通信、糧草等の官業についても、値上げを行うこといたしました次第であります。これによりまして、國民經濟全体として適當な均衡が回復され、その順調な運行が確保されるように努めるわけでありまして、そうなればインフレーションの進行は、この面において、相當食い止められることと考えられると思つておる。

と呼ぶ者あり

〔國務大臣栗栖勉夫君登壇〕

次に統制であります。統制は、かような過小生産のときに、生活に必要な、或いは生産に必要な重要物資を公平に分配するといふ、供給を調整するということについては、必要止むを得ないことと思つておる。併しその統制は、正常なルート、公正な價格によりまして、取引が行われることを確保しようとするものでありますから、本來統制自体は、關係を上昇させる作用を持つものではなしに、むしろこれ



を抑えるべき作用を持つのが理であるわけでありませう。併しながら実際の統制に当りましては、それが公正に行われたいとか、或いは能率的に行われたいとか、國民の全面的支持と協力を得られないというような場合には、種々の弊害を生ずることは申すまでもないものでありまして、この辺につきましては、統制の運営その他をも十分考へた上、又統制の範囲についても再検討し、國民の要望に副うようにもいたしたい、こう思ひますと同時に、今回經濟警察の制度が設けられることになりましたので、これが本來の運用を誤らんようにいたしまして、御指摘のようにな欠陥、弊害のないように努めたいと思ひ次第でございます。尙物價と賃金との悪循環をも、かようにして断ち切る一助ともいたしたいと思ひ次第でございます。

それから栗山議員の御質問でありませうが、先ず第一は、物價の補正その他と赤字克服の問題について御質問があつたのであります。最近の企業赤字の原因は、いろいろ考えられるのであります。冬季において電力の不足に基く操業度の低下が大きい原因でもありませう。又この原因は、今日では解消いたしております。併し今日の企業赤字の最も大きい原因は、實際の支拂賃金の上昇であると思ひのでありまして、この辺につきましては、政府は十分考へまして、実質賃金の充実、賃金と物價の悪循環を断ち切るというところに、努めたいと思ひ次第でございます。それから尙公定價格の改訂は、それに対応して何らかの措置をも講じなければ実質賃金の切下げとなることは申すませう。

でもないわけでありませう。そこで今回の公定價格の補正に當りましては、現在の実質賃金の切下げを行わず、少くともこれを維持することを目的として努めておる次第であります。即ち新しい賃金水準は、公定價格の改訂によるいわゆる撥ね返りを、勤勞所得の大幅の軽減、或いは実質賃金の充実その他によりまして、吸収し得るよう措置をいたしたいと思ひておる次第であります。

尙物價は七割引上げて止まるかどうかというお尋ねがあつたのであります。家計用品の公定價格の引上げ割合の平均は、即ち大体消費財の引上げは、七八割程度でございます。財政で所要する物資の値上げ割合の平均は、これと若干異なると思ひのであります。物資の使用を効率化することを併せて考慮いたしますならば、財政のこれ以上の膨脹は防ぎ得ると、又防ぐことに努めたいと思ひ次第でございます。

その次に、中間安定の問題について有益なる御質問がございましたのであります。これについてお答えいたしましたと思ひ次第でございます。中間安定の問題につきましては、先般來申上げましたように、目下研究作案中の段階でありますので、これをここで直ちに具体的に申上げるわけには参りませんけれども、併しお説のように、この外資のみを頼つて、そうしてこれに依存して中間安定を策するということは、これは非常な期待外れという点にもなるのでございませうので、その点は十分考へまして、しばしば申上げますように、勿論受入能勢の整備、ここに非常に力点を入れると同時に、國內増産と

かその他にも努めることにいたしましたので、そうして外資のみに頼るといふようなことをもいたさないつもりであります。即ち國內の態勢、海外の援助、これを併せ行いまして安定策を具体的に立てたいと、こう思ひ次第でございます。

それから尙又インフレーションの急激な進行その他についての御質問があつたと思ひますが、この中間安定の構想は、実はインフレーションの急激な進行を食い止めて、眞面目な勤勞者の利益を擁護し、且つ企業間の正常なる生産活動を促進回復することを目的とする次第でございます。尙この中には財政と國民所得というものが適應するといふ問題もありませうが、先般申上げましたが國民所得の内容容自体というものは、この不安定な經濟危機の下におきましては、十分安定した整備されたものでございませぬので、その点についてはこの安定策のところで更に整備を目的とした政策等も加えなければいかん、こう考へておる次第でございます。尙國民生活の安定殊に勤勞者の生活の安定等につきましては、具体的問題につきましても、諸策を講じまして改めてお諮りをいたしたい、こう思ひ次第でございます。

○議長(松平恒雄君) これにて國務大臣の演説に対する質疑の通告者は全部終了いたしました。

○議長(松平恒雄君) この際日程第二、郵便爲替法案、日程第三、郵便振替貯金法案(内閣提出)、以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」  
○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。通信委員長深水六郎君。

審査報告書  
郵便爲替法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。  
昭和二十三年六月八日  
通信委員長 深水 六郎  
参議院議長 松平恒雄殿

多数意見者署名  
千葉 信 新谷寅三郎  
堀越 儀郎 井上なつあ  
藤田 芳雄 鈴木 直人  
油井賢太郎 水橋 藤作  
鈴木 清一 大野 幸一

要領書  
一、委員会の決定の理由  
現行郵便爲替法は、明治三十三年に制定されたもので、その後約五十年間において、郵便爲替証書の有効期間に関する規定の改正が行われた外、何等の改正もなく今日に及んでゐるが、新憲法下の事態に即應させるために、これを廃止し、新しくその体裁を一新し、内容を一段と民主的にした新郵便爲替法を制定しようとするもので、適切な法案である。

二、事件の利害得失  
この法律の施行によつて、業務の實質、取扱の内容が事業主体の意向のみによつて、決定変更されることなく、又利用者の権利の保護が一層確保される利益がある。  
三、費用  
この法律施行について別紙費用を要しない。  
郵便爲替法案  
右  
國會に提出する。  
昭和二十三年一月二十三日  
内閣總理大臣 片山 哲  
郵便爲替法案  
郵便爲替法  
第一章 總則  
第一條(この法律の目的) この法律は、郵便爲替を簡易で確実な送金の手段としてあまねく公平に利用させることによつて、國民の円滑な經濟活動に資することを目的とする。  
第二條(郵便爲替の國營及び通信大臣の職責) 郵便爲替は、國の行ふ事業であつて、通信大臣がこれを管理する。  
通信大臣は、この法律の目的を達成するため、左の職責を有する。  
一 郵便爲替に関する條約及び法律に従い、省令を發すること。  
二 法律に触れない範圍において、郵便爲替の取扱をする郵便局を指定し、郵便局における郵便爲替事務の窓口取扱時間を定めること。  
三 法律に触れない範圍において、郵便爲替の總括計算の事務を取り扱う官署を設置し、又は廃止すること。  
四 郵便爲替の業務に従事する者をその職務につき指揮監督すること。

五 法律に触れない範囲において、郵便爲替の業務に従事する者の能率の向上を図るため必要な厚生、保健その他の施設をし、且つ、郵便爲替の業務に従事する者の訓練を行うこと。

六 郵便爲替事業を行うため、財政及び会計に関する法令の定めるところに従い、必要な契約をすること。

七 前各号に掲げるものを除いて、郵便爲替に關し通信大臣の職責として法令の定める事項を掌理すること。

第三條(通信大臣の職權の委任) 通信大臣は、この法律に定める職權で細目の事項に関するものを、條件を定めて、通信局長又は郵便局長に委任することができる。

第四條(郵便爲替の業務に従事する官吏) 郵便爲替の業務に従事する官吏の身分、給與及び服務に關する事項は、別に法律でこれを定める。

第五條(印紙税の免除) 郵便爲替に關する書類には、印紙税を課さない。

第六條(郵便爲替に關する條約) 郵便爲替に關し條約に別段の定めのある場合には、その規定による。

第七條(郵便爲替の種類) 郵便爲替は、通常爲替、電信爲替及び小爲替とする。

第八條(通常爲替) 通常爲替においては、差出人が現金を振出請求書とともに郵便局に差し出したときに、その郵便局において、差し出された現金の額を表示する通常爲替

第九條(電信爲替) 電信爲替においては、差出人が現金を振出請求書とともに郵便局に差し出したときに、その郵便局において、その旨を省令の定める郵便局に電信で通知し、その通知を受けた郵便局において、差し出された現金の額を表示する電信爲替証書を発行してこれを差出人の指定する受取人に送達するとともに、その電報を差出人の指定する郵便局(差出人の指定のないときは、電信爲替証書を發行する郵便局の指定する郵便局)に送達し、その郵便局において、送達を受けた電報と電信爲替証書とを対照した上電信爲替証書と引き換えに受取人に爲替金を拂い渡す。

第十條(小爲替) 小爲替においては、差出人が現金を郵便局に差し出したときに、その郵便局において、差し出された現金の額を表示する小爲替証書を發行してこれを差出人に交付し、差出人の指定する郵便局(差出人の指定のないときは、受取人の選択する郵便局)において、差出人が小爲替証書に記載した受取人に小爲替証書と引き換えに爲替金を拂い渡す。

第十一條(交換決済による拂渡) 前三條の規定は、爲替金を手形交換所における交換決済により拂い渡すことを妨げない。

第十二條(爲替金に關する權利の讓渡) 爲替金に關する受取人の權利は、銀行以外の者にこれを讓り渡すことができない。

爲替金に關する受取人の權利の銀行への讓渡は、当該郵便爲替証書を銀行に引き渡さなければ、これを以て通信官署その他の第三者に對抗することができない。

前項の讓渡には、民法第四百六十七條及び第四百六十八條の規定を適用しない。

第十三條(證明) 通信官署は、郵便爲替の差出人又は受取人の眞偽を調査するため必要な証明を求めることができる。

第十四條(正当の拂渡及び拂い渡し) この法律又はこの法律に基く省令に規定する手続を経て、爲替金を拂い渡し、又は拂いもどしたときは、正当の拂渡又は拂いもどしをしたものとみなす。

第十五條(免責) 通信官署は、左の場合において爲替金の拂渡又は拂いもどしを延期したときは、これに因り生じた損害を賠償しない。

一 爲替金を拂い渡し、又は拂いもどすべき郵便局において現金に余裕のないとき。

二 爲替金の拂渡又は拂いもどしに關する書類が整つていないとき。

三 不可抗力に因り拂い渡し、又は拂いもどすことができないとき。

第十六條(郵便爲替証書の金額の制限) 通常爲替証書、電信爲替証書及び小爲替証書(以下郵便爲替証書と總稱する)の金額は、一枚につき、通常爲替証書及び電信爲替証書にあつては五千円以下、小爲替証書にあつては千円以下とする。但し、郵便、電信、電話、郵便爲替、郵便貯金及び郵便振替貯金の業務に關し通信官署相互間又は通信官署とこれらの業務に従事する者との間において公金を郵便爲替によつて授受する場合における郵便爲替証書及び代金引換の取扱に關し郵便物の差出人の指定に從い通信官署において引換金を通常爲替によつて送金する場合における通常爲替証書については、通信大臣は、その制限額を引き上げることができる。

電信爲替証書の金額には、一円未満の端数をつけることができる。

第十七條(郵便爲替の料金) 郵便爲替の料金は、郵便爲替証書一枚につき左の通りとする。

一 通常爲替  
爲替金額千円以下の場合 十五円  
同 三千円以下の場合 二十円  
同 五千円以下の場合 二十五円

二 電信爲替  
爲替金額百円以下の場合 二十五円  
同 三百円以下の場合 五十円

第十八條(郵便爲替の料金の免除及び低減) 郵便、電信、電話、郵便爲替、郵便貯金及び郵便振替貯金の業務に關し通信官署相互間又は通信官署とこれらの業務に従事する者との間において公金を授受する場合における郵便爲替については、通信大臣は、その料金を免除し、又は低減することができる。

第十九條(郵便爲替の料金の免除) 郵便爲替の料金は、差出人が第八條乃至第十條の規定による現金を郵便局に差し出す際、これを納付したければならない。

第二十條(郵便爲替の料金の免除) 郵便爲替の料金を免除し、又は低減することができる。

第二十一條(郵便爲替の料金の免除) 郵便爲替の料金を免除し、又は低減することができる。

第二十二條(郵便爲替の料金の免除) 郵便爲替の料金を免除し、又は低減することができる。

第二十三條(郵便爲替の料金の免除) 郵便爲替の料金を免除し、又は低減することができる。

第二十四條(郵便爲替の料金の免除) 郵便爲替の料金を免除し、又は低減することができる。

同 千円以下の場合 七十円  
同 三千円以下の場合 九十円  
同 五千円以下の場合 百円  
三 小爲替  
爲替金額五十円以下の場合 二円  
同 五百円以下の場合 四円  
同 千円以下の場合 六円

電信爲替に關する通知を至急電報でする場合における電信爲替の料金は、前項第二号に規定する料金の倍額とする。

前條第一項但書の規定により制限額を引き上げた場合における郵便爲替については、同項本文に規定する制限額又はその端数ごとに各別に郵便爲替証書を發行したものとみなして、前二項の例による。

郵便爲替の料金は、差出人が第八條乃至第十條の規定による現金を郵便局に差し出す際、これを納付したければならない。

郵便爲替の料金を免除し、又は低減することができる。

第十九條 料金の還付郵便爲替に關する既納の料金は、左のものに限る、これを納付した者の請求に因り還付する。

一 過納又は誤納の料金

二 第二十五條第一項の規定により通常爲替証書を差送郵便物として差送する取扱において、郵便爲替に關する業務に従事する者の過失に因つて特殊取扱をしない郵便物として差送するのと同様の結果を生じた場合における郵便物の差送料に相当する金額

三 電信爲替において、郵便爲替に關する業務に従事する者の過失に因つて通常爲替によつたのと同様の結果を生じた場合における当該爲替金額に對する電信爲替の料金と通常爲替の料金との差額

四 前二号に掲げるものを除いて、郵便爲替に關する業務に従事する者の過失に因つて請求に係る取扱をなかつた場合におけるその取扱の料金  
前項の請求は、その料金を納付した時から一年を経過したときは、これをすることができない。

第二十條 郵便爲替の有効期間  
郵便爲替証書の有効期間は、その発行の日から二箇月とする。

通信大臣は、必要と認めるときは、離島その他交通不便の地域につき、前項の有効期間を延長することができる。

第十五條に規定する場合において爲替金の拂渡又は拂戻しを延

期した日数は、これを第一項の有効期間に算入しない。

第二十一條 (郵便爲替証書の再交付)  
通信官署は、左の場合において、郵便爲替の差出人又は受取人の請求があるときは、郵便爲替証書を再交付する。

一 小爲替証書が亡失された場合において、当該小爲替証書の有効期間が経過したとき、又は小爲替証書以外の郵便爲替証書が亡失されたとき。

二 郵便爲替証書が汚染され、又ははき損されたため記載事項がわからなくなつたとき。

三 郵便爲替証書の有効期間が経過したとき。

差出人又は受取人は、前項の規定による再交付を受けるときは、その料金として郵便爲替証書一枚につき一円を納付しなければならぬ。

第二十二條 (爲替金に關する権利の消滅)  
郵便爲替証書の有効期間の経過後三年間、郵便爲替証書の再交付は爲替金の拂戻しの請求がないときは、爲替金に關する差出人及び受取人の権利は、消滅する。

第二十三條 (利用の制限及び業務の停止)  
通信大臣は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な業務の遂行を確保するため必要があるときは、通信官署を指定し、且つ、期間を定めて、郵便爲替の利用を制限し、又は業務の一部を停止することができる。

第二十四條 (非常取扱) 通信大臣は、天災その他非常の災害があつた場合において、その災害を受けた郵便爲替の差出人又は受取人の緊急な需要を充たすため必要があるときは、省令の定めるところにより、郵便局を指定し、且つ、期間を定めて、郵便爲替に關し、料金を免除し、又は便宜の取扱をすることができぬ。

第二章 通常爲替

第二十五條 (証券差送) 差出人が第八條の規定により郵便局に現金を差し出す際請求したときは、郵便局において、通常爲替証書を差出人の指定に従ひ特殊取扱をしない郵便物又は差送郵便物として、受取人に差送する。

前項の規定による取扱については、差出人は、郵便に關する料金を基準として省令の定める料金を納付しなければならない。

第二十六條 (引換金の郵便爲替) 代金引換の取扱において郵便物の差出人の指定に従ひ通信官署において引換金を通常爲替によつて差送する場合における郵便爲替の料金は、第十七條第四項の規定にかかわらず、爲替金の拂渡を受け、又は当該郵便爲替証書を郵便貯蓄貯金の拂込金に充てる際、当該郵便爲替の受取人が、これを納付しなければならぬ。

前項の通常爲替の料金は、第十七條第一項の規定にかかわらず、爲替金額が千円以下の場合には、小爲替の料金と同額とする。

第二十七條 (振出請求書の記載事項

の訂正) 第八條の規定により差出人が現金を差し出した郵便局において、差出人の訂正の請求があるときは、振出請求書の記載事項を訂正し、又は拂渡郵便局に訂正の請求があつた旨を差出人の指定に従ひ郵便若しくは電信で通知する。

前項の通知があつたときは、拂渡郵便局において振出請求書を訂正する。但し、既に爲替金を拂い渡した後であるときは、その旨を差出人に通知するに止める。

第一項に規定する通知の取扱については、差出人は、郵便又は電信に關する料金を基準として省令の定める料金を納付しなければならない。

第二十八條 (便宜拂) 銀行に爲替金を拂い渡す場合において、銀行の請求があるときは、第八條に規定する拂渡郵便局以外の郵便局において、爲替金を拂い渡すことができる。

前項の規定により爲替金を拂い渡すことのできる郵便局は、銀行の申出に因り、通信官署において承認した郵便局に限る。

第一項の規定により爲替金を拂い渡した場合において、その爲替金が拂渡の停止その他の事由に因り拂い渡すことができないものであつたときは、通信官署は、その拂い渡した金額を返還させる。

第二十九條 (拂渡の停止) 通常爲替の差出人が爲替金の拂渡の停止を請求したときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂

渡郵便局に拂渡の停止の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂

渡郵便局に拂渡の停止の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂

渡郵便局に拂渡の停止の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂

渡郵便局に拂渡の停止の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂

渡郵便局に拂渡の停止の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂

渡郵便局に拂渡の停止の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂

渡郵便局に拂渡の停止の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂

渡郵便局に拂渡の停止の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂

渡郵便局に拂渡の停止の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂

渡郵便局に拂渡の停止の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂

渡郵便局に拂渡の停止の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂

渡郵便局に拂渡の停止の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂

渡郵便局に拂渡の停止の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂

渡郵便局に拂渡の停止の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂

渡郵便局に拂渡の停止の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂

渡郵便局に拂渡の停止の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂

渡郵便局に拂渡の停止の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂

渡郵便局に拂渡の停止の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂

渡郵便局に拂渡の停止の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂

渡郵便局に拂渡の停止の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂

渡郵便局に拂渡の停止の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂

渡郵便局に拂渡の停止の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂

渡郵便局に拂渡の停止の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂

渡郵便局に拂渡の停止の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂

渡郵便局に拂渡の停止の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂

渡郵便局に拂渡の停止の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂

渡郵便局に拂渡の停止の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂

渡郵便局に拂渡の停止の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂

渡郵便局に拂渡の停止の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂

渡郵便局に拂渡の停止の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂

渡郵便局に拂渡の停止の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂

渡郵便局に拂渡の停止の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂

渡郵便局に拂渡の停止の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂

渡郵便局に拂渡の停止の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂

渡郵便局に拂渡の停止の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂

渡郵便局に拂渡の停止の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂

渡郵便局に拂渡の停止の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂

渡郵便局に拂渡の停止の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂

渡郵便局に拂渡の停止の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂

渡郵便局に拂渡の停止の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂

渡郵便局に拂渡の停止の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂

渡郵便局に拂渡の停止の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂

渡郵便局に拂渡の停止の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂

渡郵便局に拂渡の停止の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂

は、第二十七條第三項の規定を準用する。

第三十二條(拂もどし) 差出人の請求があるときは、第八條の規定により差出人が現金を差し出した郵便局において、郵便爲替証書と引き換えに爲替金を当該差出人に拂いもどす。

郵便爲替証書が亡失され、若しくは汚染され、若しくは損傷されたため記載事項がわからなくなつた場合又は郵便爲替証書の有効期間が経過した後において、爲替金はまだ拂い渡されていないときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する郵便局において、爲替金を拂いもどす。

前項の規定による取扱については、差出人は、その料金を一円を納付しなければならぬ。

第三十三條(拂渡郵便局及び拂もどし郵便局の変更) 爲替金を拂い渡し、又は拂いもどすべき郵便局は、省令の定めるところにより、通常爲替の差出人又は受取人の請求があるときは、これを變更することができる。

前項の規定による取扱については、差出人又は受取人は、その料金を一円を納付しなければならぬ。

第三章 電信爲替

第三十四條(特殊取扱) 差出人が第九條の規定により郵便局に現金を差し出す際請求したときは、郵便局において、省令の定めるところにより、電信爲替に関する書類を特別に速やかに到達させる方法により

送達する。

前項の規定による取扱については、第二十七條第三項の規定を準用する。

第三十五條(電信爲替証書の留置) 差出人が第九條の規定により郵便局に現金を差し出す際請求したときは、同條に規定する省令の定めるところにおいて、電信爲替証書を郵便局に送付し、拂渡郵便局において、送付を受けた電信爲替証書を留め置き、受取人の出頭をまつてその者に交付する。

前項の場合において、当該電信爲替証書の発行の日から七日以内

に受取人が出頭しないときは、当該電信爲替証書は、これを差出人に送付する。

第三十六條(準用規定) 電信爲替については、第二十七條乃至第三十三條の規定を準用する。

この場合において、第二十七條第一項、第二十八條第一項、第三十條第一項及び第三十二條第一項中「第八條」とあるのは、これを「第九條」と読み替へるものとする。

第四章 小爲替

第三十七條(小爲替証書の記載事項の訂正等) 小爲替証書の記載事項の訂正又は拂渡郵便局の指定の抹消は郵便局において、差出人の請求に因りこれをする。

第三十八條(準用規定) 小爲替については、第二十八條、第三十條乃至第三十二條及び第三十三條第一項の規定を準用する。

「第八條とあるのは、これを「第十條」と読み替へるものとする。前項において準用する第三十二條第二項の規定による拂もどしは、小爲替証書の亡失に係る場合には、当該小爲替証書の有効期間内は、これをしない。

附則 第三十九條 この法律は、公布の日から起算し、二十日を経過した日からこれを施行する。

第四十條 明治三十三年法律第五十五号郵便爲替法は、これを廃止する。

第四十一條 この法律施行前に差出人が現金を郵便局に差し出した郵便爲替については、第三十一條の規定を除いて、この法律を適用する。

第四十二條 金融緊急措置令の規定による封鎖支拂のための郵便爲替については、同令施行中は、昭和二十一年閣令第六十一号金融緊急措置令に基く封鎖支拂の取扱に関する件は、なおその効力を有する。

審査報告書

郵便振替貯金法案 右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見書の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年六月八日 逓信委員長 深水 六郎 参議院議長松平恒雄殿 多数意見者署名 千葉 信 新谷寅三郎

堀越 義郎 井上なつみ 藤田 芳雄 鈴木 直人 油井賢太郎 水橋 藤作 鈴木 清一 大野 幸一

要領書 一、委員会の決定の理由 郵便振替貯金の制度は、創設以來送金及び償還債務の決済の手段として、廣く利用されて来たが、その法的根拠は明治三十八年に制定された郵便貯金法の中に單に「振替計算のためにする預金については、貯金額を制限しない」旨の規定があるのみで、制度の目的、内容、利用条件等はすべて郵便貯金とは別個に命令で規定されているが、これを新憲法に即して、利用者の権利義務に重大な影響を及ぼす事項等については、すべて法律で制定して、これによつて郵便振替貯金の利用関係の準拠法規を確立しようとするもので、適切な法案である。

二、事件の利害得失 この法律の施行によつて、殊に小切手制度の創設によつて、郵便振替貯金制度が普遍的であり、且つ確實な送金、決済の手段として職能を充分に發揮することができ、且つ善済社会に多大の便益を供する利益がある。

三、費用 この法律の施行については別段費用を要しない。

右 郵便振替貯金法案 國會に提出する。

昭和二十三年一月二十三日 内閣総理大臣 片山 哲

郵便振替貯金法案 郵便振替貯金法目次 第一章 總則 第二章 加入 第三章 拂込、振替及び拂出 第一節 週則 第二節 拂込 第三節 振替 第四節 拂出 第五節 特殊受拂 第四章 脱退及び除名 第五章 特殊郵便振替貯金 第一節 公金に関する郵便振替貯金 第二節 債券に関する郵便振替貯金 第三節 在外加入者の郵便振替貯金 附則

第一章 總則 第一條(この法律の目的) この法律は、郵便振替貯金を簡易で確實な送金及び償還債務の決済の手段としてあまねく公平に利用させることによつて、國民の円滑な善済活動に資することを目的とする。

第二條(郵便振替貯金の開業及び逓信大臣の職責) 郵便振替貯金は、國の行方事業であつて、逓信大臣が、これを管理する。

逓信大臣は、この法律の目的を達成するため左の職責を有する。 一 郵便振替貯金に関する條約及び法律に従い、省令を發すること。

二 法律に触れない範囲において、郵便振替貯金の取扱をする郵便局を指定し、郵便局における郵便振替貯金事務の窓口取扱時間を定めること。

三 法律に触れない範囲において、口座所管廳を設置し、又は廃止すること。

四 郵便振替貯金の業務に従事する者をその職務につき指揮監督すること。

五 法律に触れない範囲において、郵便振替貯金の業務に従事する者の能率の向上を図るため必要な厚生、保健その他の施設をし、且つ、郵便振替貯金の業務に従事する者の訓練を行うこと。

六 郵便振替貯金事業を行うため、財政及び会計に関する法令の定めるところに従い、必要な契約をすること。

七 前号に掲げるものを除いて、郵便振替貯金に關し通信大臣の職責として法令の定める事項を掌理すること。

第三條(通信大臣の職責の委任) 通信大臣は、この法律に定める職権で細目の事項に關するものを、條件を定めて、通信局長又は郵便局長に委任することができる。

第四條(郵便振替貯金の業務に従事する官吏) 郵便振替貯金の業務に従事する官吏の身分、給與及び職務に關する事項は、別に法律でこれを定める。

第五條(印紙税の免除) 郵便振替貯

金に關する書類には、印紙税を課さない。

第六條(郵便振替貯金に關する條約) 郵便振替貯金に關し條約に別段の定のある場合には、その規定による。

第七條(業務の態様) 郵便振替貯金においては、加入者のために口座を設けて、左の取扱をする。

一 加入者又は加入者でない者の拂い込む金額を口座に受け入れること。

二 加入者の口座から加入者の指定する他の口座へ貯金の振替をすること。

三 加入者の口座の貯金を拂い出して、その加入者又はその他の者に拂出金を拂い渡すこと。

第八條(口座の名称) 口座は、加入者の氏名(法人の場合にはその名称。以下本條において同じ。)を以てその名称とする。

加入者の商号、屋号その他氏名以外の名称は、通信官署の承認を受けなければ、これを口座の名称として使用することができない。

前項の名称は、当該口座につき一に限る。

第二項の承認を受けたときは、加入者は、その料金として五円を納付しなければならない。

第九條(印章) 加入者又は代理署名人は、郵便振替貯金に關する手続をする場合には、通信官署に届け出た印章を押さなければならぬ。

前項の場合において、加入者の指定した参加署名人があるとき

は、参加署名人も、通信官署に届け出た印章をもとに押さなければならぬ。

前二項の印章は、各、当該口座につき一に限る。

第十條(代理署名人) 加入者の指定する代理署名人は、加入者に代つて、振替及び拂出を請求することができる。

代理署名人は、一人に限る。

第十一條(参加署名人) 参加署名人は、一人に限る。

第十二條(法人でない団体の代表者) 法人でない団体の郵便振替貯金においては、その団体の代表者一人を定めなければならない。

前項の郵便振替貯金に關する権利義務については、その代表者を加入者とみなす。

第十三條(郵便振替貯金に關する加入者の権利の譲渡) 郵便振替貯金に關する加入者の権利は、通信大臣の承認を受けて、これを譲り渡すことができる。

前項の規定による譲渡があつたときは、譲受人は、譲渡人が当該口座に關し通信官署に対して負う義務を承継する。

第一項の承認があつたときは、口座所管廳において、その料金として二十円を当該口座の貯金から控除して徴収する。

第十四條(証明) 通信官署は、加入者、代理署名人、参加署名人、拂出金若しくは貯金残額の受取人又は拂込金の還付を受けるべき者の眞偽を調査するため必要な証明を求めることができる。

第十五條(正当の振替等) この法律又はこの法律に基く省令に規定する手続を経て、貯金を振り替え、貯金を拂い出し、拂出金若しくは貯金残額を拂い渡し、又は拂込金を還付したときは、正当の振替、拂出、拂渡又は還付をしたものとみなす。

第十六條(免責) 通信官署は、左の場合において、郵便振替貯金の取扱の遅延があつたときは、これに因り生じた損害を賠償しない。

一 拂込、振替又は拂出に關する費額の送達が遅延したとき。

二 拂込、振替又は拂出に關する費額が不完全であつたとき。

三 拂出金、貯金残額又は拂込金を拂い渡し、又還付すべき郵便局において現金に余裕のないため又は不可抗力に因つて拂い渡し、又は還付することができなかつたとき。

第十七條(利子) 郵便振替貯金に、月の初日から末日までの各日の口座の現在高(一日のうち二以上の現在高のあるときは、その最後の現在高。以下本條において同じ。)のうち最低のもの(四位以上の額につき、年二分二厘八毛の利率により利子を附ける。但し、口座の現在高のない日のある月及び口座の現在高が十万円を超える場合に於けるその超過額については、利子を附けない。

前項の規定により附けた利子は、毎年三月末日を以てこれを口座の現在高に組み入れる。但し、

第五十五條又は第五十六條第二項の規定により口座を閉鎖する場合には、その際これを口座の現在高に組み入れる。

第十八條(拂込、振替及び拂出の料金) 拂込、振替及び拂出の料金は、左の通りとする。

一 拂込	通常拂込	拂込金額五百円以下の場合	十円
		拂込金額五百円以下の場合	十円五十銭
		五百円を超える場合	三円
二 振替	通常振替	一万円以下の場合	十円
		一万円を超える場合	二十円
		三万円以下の場合	三十円
		三万円以下の場合	四十円
		五千円以下の場合	四十五円
		一万円以下の場合	五十円
		一万円を超える場合	五十円
		その端数ごとに十円を五十円に加えた額	
三 拂出	通常振替	一万円以下の場合	十円
		一万円を超える場合	二十円
		三万円以下の場合	三十円
		三万円以下の場合	四十円
		五千円以下の場合	四十五円
		一万円以下の場合	五十円
		一万円を超える場合	五十円
		その端数ごとに十円を五十円に加えた額	



通常現金拂及び小切手拂

拂出金額五十円以下の場合	二円
同 五百円以下の場合	四円
同 千円以下の場合	六円
同 一万円以下の場合	八円
同 一万円を超える場合	その端数ごとに二円を八円に加えた額
電信現金拂	
拂出金額百円以下の場合	十五円
同 三百円以下の場合	二十五円
同 千円以下の場合	三十五円
同 三千円以下の場合	四十五円
同 五千円以下の場合	五十円
同 一万円以下の場合	五十五円

除及び低減) 加入者が自己の口座に拂込をし、自己を受取人に指定して通常現金拂の請求をし、又は自己指図で振り出した小切手による小切手拂の請求をする場合には、前條の料金を免除する。但し、自己の口座に電信拂込をする場合には、十円を自己指図で振り出した小切手による小切手拂に関する照会を電信でする場合に、前條第三項に規定する小切手拂の料金から同條第一項に規定する小切手拂の料金を控除した金額をその加入者から徴収する。

前項の場合において、当該加入者が拂出金に関する受取人の権利を譲り渡したときは、前條に規定する拂出の料金をその加入者から徴収する。

手形交換所の所在地に在る口座所管に属する口座を有する加入者が、銀行を受取人に指定して振り出した小切手で、当該手形交換所において交換決済されるものによる拂出の料金は、前條の規定にかかわらず、二円とする。

加入者たる銀行が通信大臣の指定する銀行において有する当座預金の口座に拂出金を預入するため省令の定める簡易な取扱による通常現金拂を請求する場合における拂出の料金は、前條の規定にかかわらず、通常振替の料金と同額とする。

電信現金拂の料金及び小切手拂に関する照会を電信でする場合における小切手拂の料金は、口座の現在高の不足その他の事由に因り当

該請求に係る貯金の拂出がされなかつた場合には、前條の規定にかかわらず、電信に関する料金を基準として省令の定める金額とする。

第二十條(料金徴収方法) 拂込の料金は、拂込の際、拂込人からこれを徴収し、振替及び拂出の料金は、口座から貯金を拂い出す際、当該口座の貯金から控除してこれを徴収する。但し、前條第五項に規定する拂出の料金は、口座所管處において、第三十八條第二項の規定による通知又は同條第三項の規定による照会を受けた際、当該加入者の口座の貯金から控除してこれを徴収する。

拂込の料金をその拂込金を受け入れる口座の加入者が負担する旨を表示した拂込書によりする通常拂込の料金は、当該口座の貯金から控除してこれを徴収する。

拂込、振替及び拂出の料金以外の郵便振替貯金に関する料金又は代金は、加入者から徴収する場合に加入者の口座の貯金から控除してこれを徴収することができる。

代金引換の取扱において郵便物の差出入の指定に従い通信官署において引換金を当該差出入の口座に拂い込んだ場合における拂込の料金は、当該口座の貯金から控除してこれを徴収する。

第二十一條(料金の課付) 郵便振替貯金に関する既納の料金は、左のものに限り、これを納付した者の請求に因り課付する。

一 過納又は誤納の料金

二 電信拂込、電信振替又は電信現金拂の取扱において、郵便振替貯金に関する業務に従事する者の過失に因つて通常拂込、通常振替又は通常現金拂の取扱をするのと同様の結果を生じた場合における電信拂込、電信振替又は電信現金拂の料金と通常拂込、通常振替又は通常現金拂の料金との差額

三 前号に掲げるものを除いて、郵便振替貯金に関する業務に従事する者の過失に因つて請求に係る取扱をしなかつた場合におけるその取扱の料金

前項の請求は、その料金を納付した時から一年を経過したときは、これをすることができない。

第二十二條(利用の制限及び業務の停止) 通信大臣は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な業務の遂行を確保するため必要があるときは、口座所管處又は郵便局を指定し、且つ、期間を定めて、郵便振替貯金の利用を制限し、又は業務の一部を停止することができる。

第二十三條(非常取扱) 通信大臣は、天災その他非常の災害があつた場合において、その災害を受けた加入者又は受取人の緊急な需要を充たすため必要があるときは、省令の定めるところにより、郵便局を指定し、且つ、期間を定めて、郵便振替貯金に關し、料金を免除し、又は便宜の取扱をすることができ。

第二章 加入

第二十四條(口座の開設) 通信大臣は、郵便振替貯金の加入の申込があつた場合においてこれを承諾したときは、口座を開設する。

前項の申込をした者は、口座の開設があつたときは、その料金として二十円を納付しなければならぬ。

第二十五條(加入の制限) 前條第一項の申込をした者が第五十六條第一項第一号又は第二号の事由に因り除名された者であるときは、通信大臣は、口座を開設しないことができる。

第三項 拂込、振替及び拂出

第一節 通則

第二十六條(拂込、振替及び拂出の種類) この法律に特別の定めのあるものの外、拂込は、通常拂込及び電信拂込とし、振替は通常振替及び電信振替とし、拂出は、通常現金拂、電信現金拂及び小切手拂とする。

第二十七條(拂込、振替及び拂出に使用する書類) 拂込は、拂込書を以て、振替の請求は、拂出書を以て、拂出の請求は、拂出書又は小切手を以てこれをしなければならぬ。

拂込書、拂出書及び小切手には通信大臣の発行する用紙を使用しなければならぬ。但し、拂込書の用紙は、省令の定める様式に従い、これを私製することができる。

拂込書の用紙は、これを無償で拂込人に交付する。但し、第二十二條第二項に規定する拂込書の用紙

は、これを拂込人に交付しない。

第二項の用紙で拂込書用の用紙以外のもは、五十枚つづり一冊につき一円で、これを加入者に賣り渡す。

第二十八條(通信文) 拂込又は振替若しくは拂出の請求をするときは、拂込書又は拂出書に通信文を記載することができる。

電信振替、電信振替若しくは電信現金拂込又は第三十一條第一項の規定による通知を電信でする通常拂込若しくは通常振替をする場合における前項の通信文の通知については、電信に関する料金を基準として省令の定める料金を納付しなければならない。

第二十九條(現在高を超える振替等の禁止) 加入者は、口座の現在高を超えて、振替若しくは拂出を請求し、又は小切手を振り出すことができない。

第三十條(受拂通知) 口座に拂込金若しくは振替金を受け入れ、又は口座から貯金を拂い出したときは、口座所管處において、その受拂高及び口座の現在高をその加入者に通知する。

第三十一條(特殊取扱) 通信官署は、省令の定めるところにより、拂込、振替若しくは拂出に関する書類の送達又は拂込若しくは振替に関する通知を特別に速やかに到達させる方法によりする取扱をする。

前項の取扱については、郵便又は電信に関する料金を基準として省令の定める料金を納付しななければならない。

### 第二節 拂込

第三十二條(拂込) 拂込は、拂込金を郵便局に差し出してこれをする。

拂込金を受領したときは、郵便局において、通常拂込にあつては、拂込書を郵便で口座所管處に送付し、電信拂込にあつては、拂込の事実を電信で口座所管處に通知する。

第三十三條(小切手を以てする拂込) 小切手は、省令の定めるところにより、小切手金額で、これを通常拂込の拂込金に充てることができ。但し、当該小切手を呈示期間(支出官の振り出した小切手については会計法第二十八條第一項に規定する一年の期間)内に呈示した場合において支拂拒絶があつたときは、その拂込は、初からなかつたものとみなす。

前項本文の規定による拂込に係る郵便振替貯金については、当該小切手が決済された後でなければ、口座の現在高がその小切手による拂込の金額を下るような振替又は拂出の取扱をしない。

第三十四條(証書を以てする拂込) 第三十八條第一項、第二項、第五十五條及び第五十六條第二項の拂出証書並びに郵便替証書は、その表示する金額でこれを通常拂込の拂込金に充てることができる。但し、当該証書による拂出金、貯金残額又は為替金が拂渡の停止その他の事由に因つて拂い渡すことができないものであつたときは、その拂込は、初からなかつたものとみなす。

前項本文の規定による拂込に係る郵便振替貯金については、同項但書に規定する事由がなくなつた後でなければ、口座の現在高がその証書による拂込の金額を下るような振替又は拂出の取扱をしない。

とみなす。

第三十五條(拂込の取消) 拂込の取消の申出は、拂込人が、拂込をした口座の属する口座所管處又は郵便局に対しこれをする。

前項の申出があつたときは、郵便局において、拂込人の指定に従い郵便又は電信で、その旨を同項の口座所管處に通知する。

前項の規定による取扱については、第三十一條第二項の規定を準用する。

第一項の申出又は第二項の通知を受けたときは、口座所管處において、拂込金を拂込人の指定する郵便局を経て拂込人に還付する。但し、拂込金を既に口座に受け入れた後であるときは、拂込金を還付することなくその旨を拂込人に通知するに止める。

前項の郵便局は、省令の定めるところにより、拂込人の請求があるときは、これを変更することができる。

座から貯金を拂い出して、これを加入者の指定する他の口座に受け入れる。

電信振替においては、加入者の請求に因り、省令の定める郵便局において、その請求に係る事項を電信で、口座所管處に通知し、口座所管處において、当該加入者の口座から貯金を拂い出して、これを加入者の指定する他の口座に受け入れる。

前二項の場合において、貯金を拂い出す口座の属する口座所管處と貯金を受け入れる口座の属する口座所管處とが異なるときは、口座所管處相互間における必要な通知は、通常振替にあつては郵便で、電信振替にあつては電信でこれをする。

第三十七條(振替の請求の取消) 振替の請求の取消の申出は、振替を請求した加入者が、その口座の属する口座所管處又は郵便局に対しこれをする。

前項の申出があつたときは、郵便局において、その申出をした者の指定に従い郵便又は電信で、その旨をその申出をした者の口座の属する口座所管處に通知する。

前二項の場合において、貯金を拂い出す口座の属する口座所管處と貯金を受け入れる口座の属する口座所管處とが異なるときは、口座所管處相互間における必要な通知は、第一項の申出をした者の指定に従い郵便又は電信で、これをする。

ては、第三十一條第二項の規定を準用する。

第一項の申出又は第二項の通知を受けた場合において、まだ貯金を拂い出していないときは、拂い出さず、既に貯金を拂い出した後であるときは、口座所管處において、振替金をその口座にもどし入れ。但し、振替金を既に他の口座に受け入れた後であるときは、その旨を第一項の申出をした者に通知するに止める。

第四節 拂出  
第三十八條(拂出) 通常現金拂においては、加入者の請求に因り、口座所管處において、当該加入者の口座から貯金を拂い出してその拂出金額を表示する拂出証書を発行し、当該加入者の指定する郵便局において、その拂出証書と引き換えにこれに表示された金額の現金を当該加入者の指定する受取人に拂い渡す。

電信現金拂においては、加入者の請求に因り、省令の定める郵便局において、その請求に係る事項を電信で口座所管處に通知し、口座所管處において、当該加入者の口座から貯金を拂い出してその旨を電信で省令の定める郵便局に通知し、その郵便局において、その拂出金額を表示する拂出証書を発行し、当該加入者の指定する郵便局(当該加入者の指定のないときは、拂出証書を発行する郵便局の指定する郵便局)において、拂出証書と引き換えにこれに表示された金額の現金を当該加入者の指定

する。

する受取人に拂い渡す。

小切手拂においては、加入者が省令の定めるところにより、通信官署に於て振り出した小切手の呈示があつた場合において、当該加入者の指定する郵便局又は通信大臣の指定する郵便局において、小切手金額の支拂に充てる貯金の有無をその小切手を振り出した加入者の口座の属する口座所管廳に照会し、その貯金があるときは、口座所管廳において、当該加入者の口座から貯金を拂い出し、その旨をその郵便局に通知し、その郵便局において、小切手と引き換えに小切手金額の現金を拂い渡す。

前三項の規定は、拂出金を手形交換所における交換決済により拂い渡すことを妨げない。

第三十九條(拂出金額の制限) 通常現金拂又は電信現金拂における拂出の請求の金額は、加入者が自己を受取人に指定してする通常現金拂の請求又は第十九條第四項に規定する通常現金拂の請求をする場合を除いて、拂出書一枚につき一万円を超えてはならない。但し、加入者の請求がある場合において、通信大臣が特に必要と認めて通常現金拂の制限額を引き上げたときは、この限りでない。

第四十條(拂出金の拂渡の停止) 通常現金拂の拂出金の拂渡の停止の申出は、拂出を請求した加入者が、その口座の属する口座所管廳又は郵便局に対しこれをする。

前項の申出があつたときは、郵便局において、その申出をした者の

の指定に従い、郵便又は電信で、その旨をその申出をした者の口座の属する口座所管廳に通知する。

前二項の場合において、口座所管廳は、必要な事項を第一項の申出をした者の指定に従い、郵便又は電信で、その拂出金を拂い渡すべき郵便局に通知する。

前項の場合において、まだ拂出金を拂い渡していないときは、拂い渡さず、既に拂出金を拂い渡した後であるときは、その旨を第一項の申出をした者に通知するに止める。

第二項及び第三項に規定する取扱については、第三十一條第二項の規定を準用する。

拂出金の拂渡の停止の解除については、第一項乃至第三項及び第三十一條第二項の規定を準用する。

第四十一條(拂出の請求の取消) 通常現金拂の拂出の請求の取消については、前條第一項乃至第三項及び第三十一條第二項の規定を準用する。

前項の場合において、まだ貯金を拂い出していないときは、拂い出さず、既に貯金を拂い出した後であつて、まだ拂出金を拂い渡していないときは、拂出金を口座にもし入れ、拂出金を拂い渡した後であるときは、その旨を拂出の請求の取消を申し出た者に通知するに止める。

第四十二條(拂出證書の留置) 拂出證書は、電信現金拂の請求の際加入者が請求したときは、これを当

該加入者の指定する郵便局に留め置き、受取人の出頭をまつてその者に交付する。

第四十三條(拂出金のもし入れ) 受取人の所在不明その他の事由に因り拂出金を拂い渡すことができないうときは、又は前條の場合において受取人が当該證書の発行の日から七日以内に出現しないときは、口座所管廳において、その拂出金を口座にもし入れる。

第四十四條(返れい拂) 通信官署は、拂出を要求した加入者の請求があるときは、当該加入者が他人を受取人に指定して拂出を請求した場合における拂出證書で当該受取人から交付されたものによつて、当該加入者に拂出金を拂い渡し、又はその口座に拂出金をもどし入れる。

第四十五條(拂出金に関する権利の譲渡) 拂出金に関する受取人の権利は、銀行以外の者にこれを譲り渡すことができない。

拂出金に関する受取人の権利の銀行への譲渡は、当該拂出證書を銀行に引き渡さなければ、これを以て通信官署その他の第三者に対抗することができない。

前項の譲渡には、民法第四百六十七條及び第四百六十八條の規定を適用しない。

第四十六條(郵便郵便局の変更) 第三十八條第一項乃至第三項の規定により拂出金を拂い渡すべき郵便局は、省令の定めるところにより、拂出を請求した加入者又は受取人の請求があるときは、これを

変更することができる。

前項の規定による取扱については、加入者又は受取人は、その料金として一円を納付しなければならぬ。

第四十七條(便宜拂) 銀行に拂出金を拂い渡す場合において、銀行の請求があるときは、第三十八條第一項乃至第三項の規定により拂出金を拂い渡すべき郵便局以外の郵便局において、拂出金を拂い渡すことができる。

前項の規定により拂出金を拂い渡すことのできる郵便局は、銀行の申出に因り、通信官署において承認した郵便局に限る。

第一項の規定により拂出金を拂い渡した場合において、その拂出金が拂渡の停止その他の事由に因り拂い渡すことができないものであつたときは、通信官署は、その拂い渡した金額を返還させる。

第四十八條(拂出證書の有効期間) 拂出證書の有効期間は、その発行の日から二箇月とする。

通信大臣は、必要と認めるときは、離島その他交通不便の地域につき、前項の有効期間を延長することができる。

郵便局において拂出金の拂渡を遅延したため経過した日数は、これを第一項の有効期間に算入しない。

一 拂出證書が亡失されたとき。  
二 拂出證書が汚染され、又はき損されたため記載事項がわからなくなつたとき。

三 拂出證書の有効期間が経過したとき。

加入者又は受取人は、前項の規定による再交付を受けるときは、その料金として證書一枚につき一円を納付しなければならない。

第五十條(拂出金等に関する権利の消滅) 拂出證書の有効期間の経過後三年間、拂出證書の再交付又は拂出の請求の取消がないときは、その拂出證書に表示された金額に関する加入者及び受取人の権利は消滅する。

第五十一條(保険料及び掛金の拂出) 郵便振替貯金の加入者たる簡易生命保険又は郵便年金の契約者が当該保険契約又は年金契約に係る保険料又は掛金をその口座の貯金を以て支拂うべき旨を口座所管廳に申し出たときは、口座所管廳において、簡易保険局から保険料又は掛金の拂込の催告に應じて、保険料又は掛金の額に相当する金額をその口座の貯金から拂い出す。この場合には、その拂い出した金額は、通信大臣の定めるところにより、これを通信事業特別会計から簡易生命保険及び郵便年金特別会計に移し換える。

前項の規定による拂出の料金は、通常振替の料金と同額とする。

拂)簡易生命保険法又は郵便年金法の規定による貸付金の交付のため簡易保険局の請求があるときは、口座所管廳において、簡易保険局の指定する加入者の口座に貸付金の額に相当する金額を受け入れる。この場合には、その受け入れた金額は、通信大臣の定めるところにより、これを簡易生命保険法及び郵便年金特別会計から通信事業特別会計に移し換える。

簡易保険局を加入者とする口座に簡易生命保険法又は郵便年金法の規定による貸付金の弁済のため、簡易保険局の請求があるときは、口座所管廳において、当該口座の貯金から弁済金の額に相当する金額を拂い出す。この場合には、その拂い出した金額は、通信大臣の定めるところにより、これを通信事業特別会計から簡易生命保険法及び郵便年金特別会計に移し換える。

第五十三條(恩給及び年金の給與金の受入) 恩給若しくは年金の受給者に対する恩給金庫の貸付金の弁済のため又は受給者の恩給金庫への預金の預入のため恩給金庫の請求があるときは、通信官署において当該受給者の恩給又は年金の給與金を拂い渡すときに、口座所管廳において、恩給金庫を加入

する金額を受け入れる。この場合には、その受け入れた金額は、通信大臣の定めるところにより、これを一般会計から通信事業特別会計に移し換える。

第四節 脱退及び除名  
第五十四條(脱退の申出) 加入者は、郵便振替貯金を脱退しようとするときは、口座所管廳にその旨を申し出なければならない。

加入者は、前項の規定により申し出た後は、振替若しくは拂出を請求し、又は小切手を振り出すことができない。

第五十五條(口座の閉鎖) 加入者から脱退の申出があつたときは、口座所管廳において、当該口座を閉鎖して、脱退を申し出た者の指定に従い、貯金残額を他の口座に振り替え、又はその者を貯金残額の受取人として貯金残額を表示する拂出證書を発行し、その者の指定する郵便局において、その拂出證書と引き換えにこれを表示された金額の現金を拂い渡す。

第五十六條(除名) 通信大臣は、左の場合には、加入者を除名することができ、  
一 加入者が現在高を超えて、振替若しくは拂出を請求し、又は小切手を振り出したとき、  
二 加入者が料金を納付を怠り、又は不法に料金を免かれるような行爲をしたとき、  
三 三年間当該口座への拂込及び当該口座からの拂出がなかつたとき。

前項の規定による除名があつたときは、口座所管廳において、当該口座を閉鎖して、除名された加入者を貯金残額の受取人として貯金残額を表示する拂出證書を発行し、口座所管廳の指定する郵便局において、その拂出證書と引き換えにこれを表示された金額の現金を拂い渡す。

第五十七條(運用規定) 第五十五條及び前條第二項に規定する貯金残額については、第四十五條乃至第四十七條の規定を準用する。この場合において、第四十六條第一項及び第四十七條第一項中「第三十八條第一項乃至第三項」とあるのは、これを「第五十五條又は第五十六條第二項」と読み替へるものとす。

第五十八條(公金に関する郵便振替貯金) 通信官署は、公金に関する郵便振替貯金として、地方公共団体加入者として、当該加入者が拂い込み、又は振替を請求する場合を除いては、地方税、分担金、使用料その他当該地方公共団体の徴収金の納付のための拂込金又は振替金のみを当該口座に受け入れるための取扱をする。

地方公共団体は公金に関する郵便振替貯金の取扱を受けるには、通信大臣の認可を受けなければならない。

第五十九條(小切手又は證書を以てする拂込) 公金に関する郵便振替貯金の口座には、当該地方公共

団体において予め通信大臣に届け出なければ、第三十三條又は第三十四條の規定による拂込をすることができない。

第六十條(拂込及び振替) 公金に関する郵便振替貯金の口座への拂込は、当該口座の加入者又は市町村若しくはその組合がする場合を除いては、第二十七條第一項の規定にかかわらず、徴税令書、賦課令書、納額告知書又は納付書を以てこれをしなければならぬ。この場合には、徴税令書、賦課令書、納額告知書及び納付書は、第三十二條第二項の規定の適用については、これを拂込書とみなす。

公金に関する郵便振替貯金の口座への振替を請求する場合には、当該口座の加入者又は市町村若しくはその組合が請求するときは除いては、拂出書に前項に規定する書類を添付しなければならない。

公金に関する郵便振替貯金においては、当該口座の加入者が拂い込み、又は振替を請求する場合は除いては、電信拂込及び電信振替の取扱をしない。

公金に関する郵便振替貯金においては、当該口座の加入者がする場合を除いては、電信振替若しくは電信振替の取扱をしない。

第六十一條(即時拂) 公金に関する郵便振替貯金においては、即時拂の取扱をする。

即時拂においては、加入者の請求に因り、その加入者が予め受領證書の様式及び印章を届け出た郵便局において、その届け出た様式に適合し、且つ、届け出た印章を押し、受領證書と引き換えにこれに表示された金額の現金を拂い渡し、口座所管廳において、その受領證書の送付を受けて、拂い渡した金額を当該加入者の口座の貯金から拂い出す。

第六十二條(取扱料) 公金に関する郵便振替貯金の口座に当該口座の加入者並びに市町村及びその組合以外の者が拂い込む場合における拂込の料金は、第十八條第一項の規定にかかわらず、一円五十銭、即時拂の料金は、二円とする。

前項の料金及び公金に関する郵便振替貯金の口座に当該口座の加入者並びに市町村及びその組合以外の者が振替を請求する場合における振替の料金は、当該地方公共団体の口座の貯金から控除してこれを徴収する。

第六十三條(債券に関する郵便振替貯金) 通信官署は、債券に関する郵便振替貯金として、時刻の法律により設立された金融機関の加入者として、当該加入者が拂い込み、又は振替を請求する場合を除いては、通信官署が省令の定めるところにより取り扱う債権又は当該加入者の発行する債券の募集又は買出しに係る保証金、懸念拂込金、償還代金その他の収入金のみを当該口座に受け入れるための取扱をする。

第六十四條(債券に関する郵便振替貯金) 通信官署は、債券に関する郵便振替貯金として、時刻の法律により設立された金融機関の加入者として、当該加入者が拂い込み、又は振替を請求する場合を除いては、通信官署が省令の定めるところにより取り扱う債権又は当該加入者の発行する債券の募集又は買出しに係る保証金、懸念拂込金、償還代金その他の収入金のみを当該口座に受け入れるための取扱をする。

第六十五條(債券に関する郵便振替貯金) 通信官署は、債券に関する郵便振替貯金として、時刻の法律により設立された金融機関の加入者として、当該加入者が拂い込み、又は振替を請求する場合を除いては、通信官署が省令の定めるところにより取り扱う債権又は当該加入者の発行する債券の募集又は買出しに係る保証金、懸念拂込金、償還代金その他の収入金のみを当該口座に受け入れるための取扱をする。

金融機關は、債券に関する郵便爲替貯金の取扱を受けるには、通信大臣の認可を受けなければならない。

第六十四條 郵便貯金の買上代金の支拂等（郵便局において、省令の定めるところにより、当該加入者のため、国債を買い上げ、債券の元利金を支拂い、又は保証金を還付したときは、口座所管廳において、その買上代金若しくは債券の元利金の支拂又は保証金の還付に要した金額を当該加入者の口座の貯金から拂出す。）

第六十五條（取扱料） 債券に関する郵便爲替貯金に関する料金は、左の金額の範囲内において、通信大臣が、これを定める。

一 第六十三條第一項に規定する収入金の受入  
國債に係る場合 國債の額面金額の千分の三乃至千分の八に相当する金額  
國債以外の債券に係る場合 債券の額面金額の千分の四乃至千分の三に相当する金額

二 前條の規定による拂出  
國債を買い上げた場合 國債の額面金額の千分の二乃至千分の十に相当する金額  
債券の元利金を支拂つた場合 支拂金額の千分の四十に相当する金額

第六十三條 第一項の規定による受入の料金は、当該収入金を受け入れる口座の貯金から控除してこれを徴収する。

第三節 在外加入者の郵便爲替貯金

第六十六條（拂込及び拂出） 外國に居住する加入者は、自己の口座以外の口座に拂込及び拂出することができず、又外國に居住する他人を受取人に指定して拂出を請求することができない。

第六十七條（拂込の方法） 外國に居住する加入者は、拂込をするには、第三十二條第一項の規定にかかわらず、拂込金を口座所管廳に送付しなければならない。

第六十八條（拂出金及び貯金残額の拂渡） 外國に居住する加入者が自己を受取人に指定してする通常現金拂の拂出金の拂渡及び外國に居住する者に対する貯金残額の拂渡は、第三十八條第一項、第五十五條及び第五十六條第二項の規定にかかわらず、口座所管廳において、拂出金又は貯金残額を郵便爲替でその者に送付してこれをする。

前項の郵便爲替の料金は、加入者の口座の貯金から控除してこれを徴収する。

第六十九條（拂込金等の送付） 外國に居住する加入者は、拂込金又は郵便爲替貯金に関する料金を若しくは代金で加入者の口座の貯金から控除して徴収しないもの及び省令の定める書類の送付に要する郵便に関する料金を口座所管廳に送付するには、郵便爲替によらなければならない。

第七十條（郵便料金の徴収） 口座所管廳から外國に居住する加入者に送付する書類（前條に規定する書類を除く。）の郵便に関する料金は、加入者の口座の貯金から控除してこれを徴収する。

附則  
第七十一條 この法律は、公布の日から起算し、二十日を経過した日から、これを施行する。但し、小切手拂に関する規定は、昭和二十三年十月一日から、これを施行する。

第七十二條 郵便貯金法の一部を次のように改正する。  
附則第三項を削る。

第七十三條 明治三十八年法律第二十三号郵便貯金法の規定に基いて開設された振替計算のためにする郵便貯金の口座でこの法律施行の際現に存するものは、この法律の規定により開設された郵便振替貯金の口座とみなす。

前項に規定する振替計算のためにする郵便貯金の口座につき拂込まれた基本預金は、この法律施行の日を以て、これを当該口座の貯金の現在高に組み入れられる。

第七十四條 この法律施行前にした振替計算のためにする郵便貯金の口座への拂込の料金の徴収については、この法律施行後でも、なお従前の例による。

第七十五條 明治三十八年法律第二十三号郵便貯金法の規定に基く局務拂について、この法律施行後でも、昭和二十三年九月三十日まで、なお従前の例による。

第七十六條 通信事業特別会計法の一部を次のように改正する。  
第一條第二項中「及び郵便貯金」

を、「郵便貯金及び郵便振替貯金」に改める。

第七十七條 預金部預金法の一部を次のように改正する。  
第二條中「郵便貯金」の下に「又ハ郵便振替貯金」を加える。

第七十八條 所得税法の一部を次のように改正する。  
第六條第四号中「郵便貯金の利子」の下に「郵便振替貯金の利子」を加える。

〔深永六郎君の質問、拍手〕  
○深永六郎君 只今議題となりました國法案の中、郵便爲替法案につきまして、委員会の審議の結果及び結果について御報告申し上げます。

先ずその提案理由についてでございますが、現行郵便爲替法は、明治三十三年に制定されたものでありまして、その後約五十年間を経過いたしてござりまするが、その間大正五年に郵便爲替証書の有効期間に関する規定が改正されました外、何らの改正もなく今日に及んでおります。従つて新舊法公布後の今日の事態に即しない点が多々ありますので、この際根本的に再検討を加えまして、その結果その精神に則りましてこれを修正する必要があると思つたのでありまして、現行郵便爲替法を廃止して新しい郵便爲替法を制定しようとするものであります。

次にその内容であります。業務の実態は大体において現行制度に大きな変更は加えてありませんが、改正の要点を申し上げますと、第一にその用語を職を平易且つ明確にいたしますと、共に、事業經營の期間並びに運営の指針を明らかにして、又事業の管理者たる

通信大臣の職責を明定したことであります。

第二に事業の公共性に基く保護規定として認められておりました、一般私法に対する例外規定をできるだけ除いたことであります。即ち現行規定におきましては、郵便爲替の利用に関する限り、無能力者の行為は能力者の行為とみなしてこれを取消し得ないものとして、民法の規定を排除してゐるのであります。これは事務の取扱を簡易且つ敏捷ならしめるための事業保護規定であつたのであります。國民の権利尊重の立場から無能力者保護の一般規定によることといたしまして、この特例の規定を削除することにしてあるものであります。その他これに類する規定があるのであります。

第三に爲替利用上の料金は現在すべて命令で定められておりましたが、これを法律で定められたこと、並びに業務の内容、利用者の義務等に関する規定等の実体的規定を、廣く明確に法律で定め、料金、業務の実質、取扱の内容が事業主体のみの意思によつて決定変更されることのないように保障いたして置くこととあります。

この法案につきまして委員会では慎重審議を重ね、各委員から熱心な質問がありました。その主なる点を申し上げますと、先ず本事業における犯罪の状況はどうなつてゐるかという点、質問に對しましては、犯罪の状況は終戦後金額人員共激増いたしてござります。その原因が戰爭中、並びに戰災による事務取扱の簡易化によつて、監査方法が制限されたこと、及び原簿の焼失、並びに従事員の素質の低下等が主



なるものである。而して犯罪の防遏策  
旧でありましては、先ず職災麻痺の復  
越している。次に事務取扱の簡易化も  
段々と元に戻しておるといふことであ  
りまして、又従事員の訓練を強化いた  
しておるといふ答弁がございました。次  
に組合運動によつて自然、官の規律が  
紊れ、それがために犯罪の発生が懸念  
されるようなことはないかという点に  
對しましては、組合運動によつて特別  
の影響は認められないが、併しこれに  
よる事務上の間隙に乗じた犯罪が考え  
られるので、その発生防止については  
できるだけの努力をいたしておるとの  
答弁がございました。又各條文につき  
ましては、第十二條に「爲替金に關す  
る受取人の権利は、銀行以外の者にこ  
れを譲り渡すことができない」として  
ありますが、これを銀行に限つた理由  
如何との質問に對しましては、爲替は  
隔地者間の送金を目的としたものであ  
つて、融通性があり、従つて不正手段  
による詐取の危険が多い、銀行ならば  
常に他人宛のものを取扱つており、間  
違ひも少く、且つ信用も置けるから  
というわけであるとの答弁がござい  
ました。又第十六條に通常及び電信爲  
替の金額は五千円以下、小爲替は千円  
以下に制限してあるが、更に引上げる  
必要がないかとの質問に對しまして  
は、この金額は、今度の通信料金償上  
げの際に、通常及び電信爲替は一万円  
以下、小爲替は二千円以下に引上げる  
ことにいたしましたと考えておるとの答  
弁がございました。尙詳細な質疑が重  
ねられたのでございますが、それは速

記録によつて御了承願ひたいと存じま  
す。  
かくて討論に入りましたが、格別の  
御発言もなく採決に移りましたとこ  
ろ、全員一致採決通り可決すべきもの  
と認め次第でございます。

次に郵便振替貯金法案につきまして  
御報告申し上げます。

先ずその提案理由でございますが、  
郵便振替貯金制度は明治三十八年以來  
送金及び債権、債務の決済の手段とし  
て、廣く國民に利用されて來つたので  
ございますが、その法律の根柢は明治  
三十八年に制定されました郵便貯金法  
の中に、「振替計算のためにする預金  
については貯金総額を制限しない」旨  
の規定があるのみでありまして、制度  
の目的、内容、利用条件等すべて命令  
で規定されておるのであります。郵便  
貯金法は第一回國會で新しい法律が  
制定されましたが、振替貯金も亦それ  
と同様に新憲法に即して、利用者の特  
別義務に重大な影響を及ぼす事項等に  
つきまして、すべてこれを法律で規定  
することといたしましたというのであり  
ます。

次にその内容を申し上げます。大体に  
おいて業務内容、利用条件、利用者  
の権利義務等につきましては、従来の制  
度を踏襲しておりますが、若手の点に  
おいて改正が加えられておるのであり  
ます。即ち先ず第一に、事業の民主的  
運営を期する立場から法律の目的、國  
營の理由並びに事業運営の指針を明ら  
かにいたしますと共に、事業管理の責  
任者としての通信大臣の職責を明定し  
たのでございます。次に從來事業の公

共性に基づく特例として認められて來り  
ましたところの、取扱の遅延による損  
害賠償の免責範圍を必要最小限度に止  
め、不可抗力その他止むを得ない事由  
による場合を除いては、一般民法の規  
定によることといたし、又利用上の料  
金をすべて法律を以て定めたことであ  
ります。第三に、新たに小切手の制度  
を創設いたしました必要を規定を設  
けたこととあります。即ち従来の局持  
拂の制度は、振替貯金の加入者が金  
の支拂に代えて局持拂の拂出書を受け  
し、その交付を受けた者がこれを郵便  
局に呈示して現金の拂渡を受けるとい  
う制度でありまして、その内容、利用  
方法等は殆んど小切手制度と異なると  
ころがないのであります。小切手法  
の適用を受けたい別個の制度としてお  
りましたために、決済の手段としてお  
まして小切手のように十分な機能を発  
揮し得ない憾みがありますので、この  
際これを小切手制度に統合せしめて経  
済取引の要請に應えようとするもので  
あります。

以上法案の内容の大体であります  
が、本委員会におきましては、慎重審  
議をいたしまして、各委員はいずれも  
熱心な質疑を行つたのでございます。先  
ずその主な点を申し上げますと、先  
ず本事業の經營状態についての質問に  
對しましては、二十二年度は歳入約七  
千三百万円に對して歳出約二億六千万  
円、差引約一億九千四百萬円の赤字  
である。従つて事業の合理化、料金の  
再検討によつて經營の健全化を図りた  
いと考えておるとの答弁がございまし  
た。又振替の到着が非常に遅く、或い  
は不届であつたりして、一時非常な事

業の不信用の聲があつたが、現在ほど  
なりなつておるかとの質問に對しまして  
は、戰災の影響が付かぬために、一時  
利用者には非常な御迷惑を拂つたこと  
があつたが、現在では大體旧に復して、  
長く局内に滞留しておるよりなことは  
なくなつたとの答弁がございました。又  
現在發行では銀行機關が普及してい  
ないので、郵便局の利用が多いから、普  
通の郵便貯金に小切手制度を設けたら  
便利と思つたが、その意はないかとの質  
問に對しましては、一應検討したこと  
があるが、事務的に非常にわずかしい  
点が多いので、そのままになつておる  
が、今後の問題といたしまして更に研  
究してみたいといふような答弁がござ  
いました。又不渡小切手の發行を防止  
する措置はどうかとの質問  
に對しましては、利用者は大體二つに  
分けて、信用程度の不確実なものに對  
しては局持拂と同一利用条件、即ち記  
名式で且つ指圖禁止の小切手の振出の  
ものと、又信用の確実と認められる者  
には、一般銀行の小切手利用条件と同  
一のものに分ちたいと考えておると  
の答弁がございました。以上の外、貯  
金関係従事員の保護衛生関係その他、  
及び各條文についての詳細な質疑がご  
ざいましたけれども、それは速記録に  
よつて御了承願ひたいと存じます。

かくして討論に入つたのでございま  
す。格別の御発言もなく、引續いて  
採決に入りましたところ、全員一致可  
決すべきものと認め次第でございます。

以上簡單でございますが、両法案の  
委員会の審議の経過並びに結果につ  
いて御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もな  
ければ、これより兩案の採決をいたし  
ます。兩案全部の問題に供します。兩  
案に賛成の諸君の起立を請ひます。

(総員起立)

○議長(松平恒雄君) 議員起立と認め  
ます。よつて兩案は全会一致を以て可  
決せられました。

○議長(松平恒雄君) 日程第四、特許  
法等の一部を改正する法律案(内閣提  
出)を議題といたします。先ず委員長  
の報告を求めます。鉱工業委員長稻垣  
平太郎君。

審査報告書

特許法の一部を改正する法律案  
右全会一致をもつて可決すべきもの  
と議決した。よつて多数意見者の署  
名を附し、要領書を添えて、報告す  
る。

昭和二十三年六月十日

鉱工業委員長 稻垣平太郎

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

- 入交 太蔵 小林 英三
- 平岡 市三 大屋 晋三
- 寺尾 豊 宿谷 榮一
- 佐伯卯四郎 田村 文吉
- 楠見 義男 小宮山常吉
- 堀 末治 鎌田 逸郎
- 川上 嘉市 大島農夫雄
- 林屋抱次郎

要領書

一、委員会の決定の理由  
新憲法の職權放棄に關する規定  
並びに現行制度の根本的改正に伴  
い、特許法、実用新案法、意匠法

及び商標法中これに關連する部分  
について必要な改正を行い、最近  
の經濟事情を考慮して、特許料及  
び登録料を、發明奨励を妨げない  
限度に増額し、又罰金の額を他の  
法令における処罰規定との均衡上  
適當に引上げることと主たる内容  
とするもので、本法の改正は、適  
切であると認める。

二、事件の利害得失

本改正により、特許法等一連の  
法文体制が整備される利益があ  
り、本年度約二千万円の収入が予  
想される。

三、費用

この法案施行のためには、別に  
費用を要しない。

特許法等の一部を改正する法律案  
右  
昭和二十三年五月二十七日  
内閣總理大臣 芦田 均

特許法等の一部を改正する法律案  
特許法等の一部を改正する法律  
第一條 特許法(大正十年法律第九  
十六号)の一部を次のように改正  
する。

「帝國内を國內に」、「勅令」を  
「政令」に改める。  
第六條第一項中「道府縣」を「都  
道府縣」に改める。

第十一條中「審決確定シ又ハ判  
決アリタル」を「審決確定シタル」  
に、「審決確定シタル」に改める。  
第十五條第一項及び第四十條第  
一項中「軍事上秘密ヲ要シ又ハ軍

事上若ハ」を削る。  
第二十五條中「第百十五條」を  
削る。

第三十條中「書類ノ謄本」を「書  
類ノ謄本若ハ抄本」に改める。  
第三十一條 本法又ハ本法ニ基キ  
テ発スル命令ニ依リ出頭、請求  
其ノ他ノ手續ヲ爲ス者ハ政令ヲ  
以テ定ムル手数料ヲ納付スベシ

第四十三條第一項中「出頭公告  
アリタル場合ニ在リテハ其ノ」及  
び「出頭公告ナカリシ場合ニ在リ  
テハ特許ノ日ヨリ」を削る。

第六十二條中「若ハ」を「又ハ」  
に、「審決確定シ又ハ判決アリタ  
ル」を「審決確定シタル」に改める。  
第六十三條但書を削る。

第六十五條第一項中「三十円」を  
「百五十円」に、「五十円」を「二百  
五十円」に、「百円」を「五百円」に、  
「二百円」を「千円」に、「四百円」を  
「二千円」に、同條第二項中「千円」  
を「五千円」に、「千五百円」を「七  
千五百円」に、「二千円」を「一万  
円」に、同條第三項中「百円」を「五  
百円」に、同條第四項中「六百円」  
を「三千円」に改める。

第七十三條第六項を削る。  
第七十八條中「審決確定シ若ハ  
判決アリタル」を「審決確定シタ  
ル」に改める。

「第五章 審判、抗告審判及出  
訴」を「第五章 審判及抗告審判」  
に改める。

第八十九條 審判官ハ名審判事件  
ニ付特許局長官之ヲ指定ス  
審判官中審判ニ干與スルニ故障  
アル者アルトキハ其ノ指定ヲ解キ

買ニ他ノ審判官ヲ以テ之ヲ補充ス  
審判官ハ審判官ノ中ヨリ特許局長  
官之ヲ指定ス  
第九十條 審判ハ審判官三人ノ合  
議ニ依リ之ヲ行フ合議ハ過半数  
ニ依リ之ヲ決ス  
審判長ハ其ノ審判事件ニ關スル事  
務ヲ掌理ス  
第九十一條第六号中「判事」を  
「裁判官」に改める。

「地方裁判所又ハ簡易裁判所に改  
め、其ノ他区裁判所ノ事務ヲ行フ  
官廳」を削る。  
第九十八條第一項中「第六項」を削  
る。  
第九十五條 削除  
第九十六條 削除  
第九十七條中「又ハ判決」を  
削る。

第九十八條第二項中「審決ノ確  
定又ハ判決アル」を「審決ノ確定ス  
ル」に改める。  
第九十九條第二項中「審判、抗告  
審判及出訴」を「審判及抗告審判」  
に、同條第三項中「審決判決又ハ  
決定」を「審決又ハ決定」に、「審判  
抗告審判又ハ出訴」を「審判又ハ抗  
告審判」に改める。

第二百二十條中「審判、抗告審判及  
出訴」を「審判及抗告審判」に改め  
る。  
第二百二十一條第一項中「審判若  
ハ抗告審判又ハ出訴ニ付爲シタル  
確定審決又ハ判決」を「審判又ハ抗  
告審判ニ付爲シタル確定審決」に

改め、同項第三号を削る。  
第二百二十二條第二項中「又ハ判  
決」を削り、同條同項、第四項及  
び第五項中「審決確定シ又ハ判決  
アリタル」を「審決確定シタル」に  
改め、同條第三項中「審判、抗告審  
判又ハ出訴」を「審判及抗告審判」  
に改め、同條同項及び第六項中  
「又ハ判決」を削る。  
第二百二十三條及び第二百二十四條  
中「審判、抗告審判又ハ出訴」を「審  
判及抗告審判」に改める。  
第二百二十五條から第二百二十七條  
までの規定中「審決確定シ又ハ判  
決アリタル」を「審決確定シタル」  
に改める。  
第二百二十八條第一項中「又ハ判  
決」を削る。  
第六章ノ二 訴訟  
第二百二十八條ノ二 抗告審判ノ審  
決又ハ抗告審判請求却下ノ決  
定ニ對スル訴ハ東京高等裁判所  
ノ專屬管轄トス  
前項ノ訴ハ審決又ハ決定ノ送達  
アリタル日ヨリ三十日ヲ経過シ  
タルトキハ之ヲ提起スルコトヲ  
得ズ  
前項ノ期間ハ之ヲ不変期間トス  
審判又ハ抗告審判ヲ請求スルコ  
トヲ得ベキ事項ニ關スル訴ハ抗  
告審判ノ審決ニ對スルモノニ非  
ザレバ之ヲ提起スルコトヲ得ズ  
第二百二十八條ノ三 前條第一項ノ  
訴ニ於テハ特許局長官ヲ被告ト  
スベシ但シ抗告審判ニ於テ請求  
人及被請求人アルモノニ付テハ  
請求人又ハ被請求人ヲ被告トス  
ベシ

第二百二十八條ノ四 訴ノ提起アリ  
タルトキハ裁判所ハ遲滞ナク其  
ノ旨ヲ特許局ニ通知スベシ  
前項ノ通知アリタルトキハ特許  
局ハ遲滞ナク其ノ事件ニ關スル  
書類ヲ裁判所ニ送付スベシ  
第二百二十八條ノ五 裁判所ハ請求  
ガ理由アリト認メタルトキハ審  
決又ハ決定ヲ取消スベシ  
前項ノ場合ニハ抗告審判ノ審判  
官ハ更ニ審理ヲ行ヒ審決又ハ決  
定ヲ爲スベシ  
第二百二十八條ノ六 訴訟手續完結  
シタルトキハ裁判所ハ遲滞ナク  
第二百二十八條ノ四第二項ノ書類  
ヲ特許局ニ返付スベシ第百二十  
八條ノ三但シ規定スル訴ニ付  
テハ各審級ノ裁判ノ正本ヲ之ニ  
添附スベシ  
第二百二十八條ノ七 第十五條、第  
五十條又ハ第五十條ニ規定スル  
補償金額ノ通知又ハ決定者ハ審  
決ヲ受ケタル者補償金額ニ付不  
服アルトキハ裁判所ニ訴ヲ提起  
シテ其ノ金額ノ増減ヲ求ムルコ  
トヲ得  
前項ノ訴ハ通知又ハ決定者ハ審  
決ノ送達アリタル日ヨリ三十日  
ヲ経過シタルトキハ之ヲ提起ス  
ルコトヲ得ズ  
前項ノ期間ハ之ヲ不変期間トス  
第二百二十八條ノ八 前條ノ訴ニ於  
テハ左ニ掲グル者ヲ被告トスベ  
シ  
一 第十五條ニ規定スル補償金  
額ニ付テハ補償金ヲ支給スベ  
キ行政官廳又ハ出頭人  
二 第四十條ニ規定スル補償金

類ニ付テハ補償金ヲ支給スベキ行政官廳又ハ特許権者若ハ実施権者

三 第五十條ニ規定スル補償金額ニ付テハ実施権者又ハ特許権者若ハ実用新案権者

第二百二十八條ノ九 第二百二十八條ノ二及第二百二十八條ノ四乃至第二百二十八條ノ六ノ規定ハ第二百二十八條ノ七ノ訴ニ付テ之ヲ適用セズ

第二百三十三條ノ二から第三百三十四條ノ二までの規定中「五百円」を「千円」に改める。

第二條 実用新案法（大正十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

「帝國內」を「國內」に、「勅令」を「政令」に改める。

第十八條中「若ハ」を「又ハ」に、「審決確定シ又ハ判決アリタル」を「審決確定シタル」に改める。

第十九條但書を削る。

第二十條中「二十円」を「百円」に、「四十円」を「二百円」に、「八十円」を「四百円」に改める。

第二十六條中「第百十條乃至第百二十八條」を「第百十條乃至第百十四條及第百十七條乃至第百二十八條ノ九」に改め、同條に左の但書を加える。

但シ第百二十八條ノ七及第百二十八條ノ八ニ於テ第五十條トアルハ実用新案法第十二條、第百二十八條ノ八、三三三号ニ於テ実施権者又ハ特許権者若ハ実用新案権者トアルハ実施権者又ハ実用新案権者若ハ意匠権者トス

第三十一條ノ二から第三十二條ノ二までの規定中「五百円」を「千円」に改める。

第三條 意匠法（大正十年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

「帝國內」を「國內」に、「勅令」を「政令」に改める。

第十九條中「査定者ハ審決確定シ又ハ判決アリタル」を「査定又ハ審決確定シタル」に改める。

第二十條第一項中「二十円」を「百円」に、「四十円」を「二百円」に、同條第二項中「二十円」を「百円」に改める。

第二十五條中「第三十條、第三十二條、第三十三條」を「第三十三條、三十四條乃至第百二十八條」を「第百十三條第一項、第百十四條及第百十七條乃至第百二十八條ノ九」に改め、同條に左の但書を加える。

但シ第百二十八條ノ七及第百二十八條ノ八ニ於テ第五十條トアルハ意匠法第十四條、第百二十八條ノ八第三号ニ於テ実施権者又ハ特許権者若ハ実用新案権者トアルハ実施権者又ハ実用新案権者若ハ意匠権者トス

第三十條ノ二から第三十一條ノ二までの規定中「五百円」を「千円」に改める。

第四條 商標法（大正十年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

「帝國內」を「國內」に、「勅令」を「政令」に改める。

第二條第一項第二号中「軍械」を削り、同條第七号及び第四條第二項中「道府縣」を「都道府縣」に改める。

第十五條第二項中「審決確定シタル」に改める。

第十八條中「査定者ハ審決確定シ又ハ判決アリタル」を「査定又ハ審決確定シタル」に改める。

第二條第一項第二号中「軍械」を削り、同條第七号及び第四條第二項中「道府縣」を「都道府縣」に改める。

第十五條第二項中「審決確定シタル」に改める。

第十八條中「査定者ハ審決確定シ又ハ判決アリタル」を「査定又ハ審決確定シタル」に改める。

第二十條第一項中「三百円」を「千五百円」に、同條第二項中「五百円」を「二千五百円」に改める。

第二十四條中第三十條、第三十二條、第三十三條、第三十四條、第三十五條、第三十六條乃至第百二十八條ノ九に改める。

第二十五條第一項中「審決確定シ又ハ判決アリタル」を「審決確定シタル」に改める。

第三十二條第一項中「千円」を「五千円」に、同條第二項中「千五百円」を「七千五百円」に改める。

第三十六條ノ二から第三十七條ノ二までの規定中「五百円」を「千円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から、これを施行する。

2 この法律施行前に出願公告をしないで設定された特許権の存続期間については、なお従前の規定を適用する。

3 この法律施行前に既に納付し又は納付しなければならぬ期限を経過した特許料又は登録料については、なお従前の規定を適用する。

ては、なお従前の規定を適用する。

4 この法律施行前にした行爲に対する過料の処分については、なお従前の規定を適用する。

5 裁判所法施行法の規定に基く特許法の変更適用に関する政令（昭和二十二年政令第三十二号）は、これを廃止する。

6 この法律施行前に裁判所法施行法の規定に基く特許法の変更適用に関する政令に基いてした訴又は抗告については、なお同令を適用する。

（箱垣平太郎君、拍手）

○箱垣平太郎君 只今議題と固成りましたところの特許法等の一部を改正する法律案につきまして、鉱工業委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の改正は、新憲法の戦争放棄に関する規定並びに裁判制度の根本的改正に伴ひまして、特許法、実用新案法、意匠法、商標法等の諸條項をこれに伴つて改正せんとするものであります。同時に経済上の今日の情勢下におきまして、発明奨励を阻害しない程度におきまして特許料或いは登録料を改正せんとするものであります。

その要点を項目別に申し上げますと、第一には、戦争放棄の規定によりまして、軍事上の秘密を必要とするところの発明、又は軍事上必要とするところの発明に関するところの規定を廃止いたしましたこととあります。

第二には、裁判規定の根本的改正に伴ひまして、違法な抗告審判の廃止又は決定に對しては、その取消を三十日以内に東京高等裁判所に提起できることに關しする法案の整備に關すること、第三には、この改正に伴ひまして、判決を要しない事項に關する條文の整理、第四には、経済上の諸情勢の変化に伴ひまして、発明奨励を阻害しない程度で、登録料並びに特許料につきまして約五倍程度の値上げをいたした、又過料その他他の法案と関連いたしまして二倍程度に引上げをいたしたい、こういうこととあります。

この点につきましては、前國會においてもすでに特許料並びに登録料の値上げを実施いたしましたのであります。その後のインフレの状況に伴つてこの程度に特許料を値上げしたい、こういうこととあります。その他、他の法律案等に關連いたしまして、多少の條文の調整又は修正をいたしておるのであります。

大体その五点が要点であります。が、本委員会におきましては各逐條的にこの改正案について討議を重ねたのであります。が、討論採決の結果、全会一致を以て本法案は可決すべきものと決定いたしましたのであります。この点御報告申し上げて置きます。

○議長（松平恒雄君） 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請ひます。

（議員起立）

○議長（松平恒雄君） 総議起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長（松平恒雄君） この際日程第五、裁判官の報酬等に関する法律案、

日程第六、檢察官の俸給等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)、以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。司法委員長伊藤修君。

審査報告書

裁判官の報酬等に関する法律案 右全案一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。 昭和二十三年六月八日

司法委員長 伊藤 修  
参議院議長松平恒雄殿

第九條中「國務大臣の例に準じ、」を「内閣総理大臣等の俸給等に関する法律の例に準じ、」に改める。  
第十條中「最高裁判所は、」の次に「別に法律の定めるところにより、」を加え、「支給することができる。」を「支給する。」に改める。

多数意見者署名

星野 芳樹 小川 友三  
宮城野 水久保基作  
遠山 丙市 宇都宮 登  
大野 幸一 中村 正雄  
松井 道夫 岡部 常

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法案は、日本國憲法の定める裁判官の地位と職責とに鑑み、その第七十九條で保障する「相当額の報酬」を現下の経済事情に即應して定めたもの適切である。

尙衆議院において別表に記載された東京高等裁判所長官及びその他の高等裁判所長官の報酬を夫々千円ずつ増すことにした修正も、これを東京高等檢察廳長官及びその他の檢察官の俸給に對比し適當なものである。

ただ、その第九條において、報酬及び退官手当以外の給與につき、高等裁判所長官までも國務大臣の例に準ずるものとしたことは高等裁判所長官の地位に鑑み、適當でないから、この点を改めて、内閣総理大臣等の俸給等に関する法律の例に準ずるものとし、第十條中、生計費及び一般資金事情の著しい変動により、一般の官吏について、政府がその俸給その他の給與額を増加し、又は特別の給與を支給するときは、最高裁判所が、裁判官について、一般の官吏の例に準じて、報酬その他の給與額を増加し、又は特別の給與を支給することができるものとしたことは、適當でないから、そのよりな場合には最高裁判所は別に法律の定めるところにより一般の官吏の例に準じて報酬その他の給與額を増加し、又は特別の給與を支給すると修正することにした。

二、事件の利害得失

裁判官をして、その地位にふさわしい生活を営み安んじてその職責に盡せしめる利益がある。

三、費用

この法律の施行のために要する費用は、約一億四千四百七十七万円である。

裁判官の報酬等に関する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。よつて国会法第八十三條により送付する。 昭和二十三年五月二十九日  
衆議院議長 松岡 駒吉  
参議院議長松平恒雄殿

(小字及び一は衆議院修正)

裁判官の報酬等に関する法律案  
裁判官の報酬等に関する法律  
第一條 裁判官の受ける報酬その他の給與については、この法律の定めるところによる。

第二條 裁判官の報酬月額額は、別表による。

第三條 各判事、各判事補及び各簡易裁判所判事の受ける別表の報酬の号は、最高裁判所が、これを定める。

第四條 裁判官の報酬は、発令の日から、これを支給する。但し、裁判官としての地位を失つた者が、即日裁判官に任ぜられたときは、発令の日の翌日から報酬を支給する。

第五條 裁判官の報酬が増額された場合には、増額された日からあらたな額の報酬を支給する。

第六條 裁判官が死亡し、又はその地位を失つたときは、その日までに、報酬を支給する。

第七條 裁判官の報酬は、毎月、最高裁判所が定める時期に、これを支給する。但し、前條の場合において、その際、これを支給する。

第八條 裁判官の退官手当は、一般の官吏の例に準じて最高裁判所の定めるところにより、これを支給する。但し、彈劾裁判所の罷免の裁判に因る退官の場合には、これを支給しない。

第九條 報酬及び退官手当以外の給與は、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官には、國務大臣の例に準じ、その他の裁判官には、一般の官吏の例に準じて最高裁判所の定めるところによりこれを支給する。但し、労働基準法の施行等に伴り政府職員に係る給與の應急措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十七号)による超過勤務手当は、これを支給しない。

第十條 生計費及び一般資金事情の著しい変動により、一般の官吏について、政府がその俸給その他の給與額を増加し、又は特別の給與を支給するときは、最高裁判所は、裁判官について、一般の官吏の例に準じて、報酬その他の給與額を増加し、又は特別の給與を支給することができる。

第十一條 裁判官の報酬その他の給與に関する細則は、最高裁判所が、これを定める。

附則

第十二條 この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、報酬その他の給與(旅費を除く。以下これに同じ。)の額に関する規定は、昭和二十三年一月一日に遡及して、これを適用する。  
2 昭和二十三年一月一日以後すでに支給された報酬その他の給與は、前項但書の規定により支給されるべき報酬その他の給與の円満をみなし、これを超える額(退官手当及び死亡賜金にかかる部分の金額を除く。)は所得稅法昭和二十二年法律第二十七号の適用については、同法第三十八條第一項第五号の給與とみなす。  
第十三條 判事を兼ねる簡易裁判所判事の報酬月額額は、当分の間、判事の報酬月額による。  
第十四條 裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十五号)は、これを廃止する。但し、司法修習生に受ける給與については、なお従前の例による。

別表

区 分	月 額
最高裁判所長官	二百五十千円
最高裁判所判事	二百円
東京高等裁判所長官	一万九千円
その他の高等裁判所長官	一万八千円
その他の高等裁判所判事	一万七千円
第一号	一万四千円
第二号	一万三千円

判事		判事補		簡易裁判所	
三	三	一	一	一	一
四	四	二	二	二	二
五	五	三	三	三	三
六	六	四	四	四	四
七	七	五	五	五	五
八	八	六	六	六	六
九	九	七	七	七	七
十	十	八	八	八	八
十一	十一	九	九	九	九
十二	十二	十	十	十	十
十三	十三	十一	十一	十一	十一
十四	十四	十二	十二	十二	十二
十五	十五	十三	十三	十三	十三
十六	十六	十四	十四	十四	十四
十七	十七	十五	十五	十五	十五
十八	十八	十六	十六	十六	十六
十九	十九	十七	十七	十七	十七
二十	二十	十八	十八	十八	十八
二十一	二十一	十九	十九	十九	十九
二十二	二十二	二十	二十	二十	二十
二十三	二十三	二十一	二十一	二十一	二十一
二十四	二十四	二十二	二十二	二十二	二十二
二十五	二十五	二十三	二十三	二十三	二十三
二十六	二十六	二十四	二十四	二十四	二十四
二十七	二十七	二十五	二十五	二十五	二十五
二十八	二十八	二十六	二十六	二十六	二十六
二十九	二十九	二十七	二十七	二十七	二十七
三十	三十	二十八	二十八	二十八	二十八
三十一	三十一	二十九	二十九	二十九	二十九
三十二	三十二	三十	三十	三十	三十
三十三	三十三	三十一	三十一	三十一	三十一
三十四	三十四	三十二	三十二	三十二	三十二
三十五	三十五	三十三	三十三	三十三	三十三
三十六	三十六	三十四	三十四	三十四	三十四
三十七	三十七	三十五	三十五	三十五	三十五
三十八	三十八	三十六	三十六	三十六	三十六
三十九	三十九	三十七	三十七	三十七	三十七
四十	四十	三十八	三十八	三十八	三十八
四十一	四十一	三十九	三十九	三十九	三十九
四十二	四十二	四十	四十	四十	四十
四十三	四十三	四十一	四十一	四十一	四十一
四十四	四十四	四十二	四十二	四十二	四十二
四十五	四十五	四十三	四十三	四十三	四十三
四十六	四十六	四十四	四十四	四十四	四十四
四十七	四十七	四十五	四十五	四十五	四十五
四十八	四十八	四十六	四十六	四十六	四十六
四十九	四十九	四十七	四十七	四十七	四十七
五十	五十	四十八	四十八	四十八	四十八
五十一	五十一	四十九	四十九	四十九	四十九
五十二	五十二	五十	五十	五十	五十
五十三	五十三	五十一	五十一	五十一	五十一
五十四	五十四	五十二	五十二	五十二	五十二
五十五	五十五	五十三	五十三	五十三	五十三
五十六	五十六	五十四	五十四	五十四	五十四
五十七	五十七	五十五	五十五	五十五	五十五
五十八	五十八	五十六	五十六	五十六	五十六
五十九	五十九	五十七	五十七	五十七	五十七
六十	六十	五十八	五十八	五十八	五十八
六十一	六十一	五十九	五十九	五十九	五十九
六十二	六十二	六十	六十	六十	六十
六十三	六十三	六十一	六十一	六十一	六十一
六十四	六十四	六十二	六十二	六十二	六十二
六十五	六十五	六十三	六十三	六十三	六十三
六十六	六十六	六十四	六十四	六十四	六十四
六十七	六十七	六十五	六十五	六十五	六十五
六十八	六十八	六十六	六十六	六十六	六十六
六十九	六十九	六十七	六十七	六十七	六十七
七十	七十	六十八	六十八	六十八	六十八
七十一	七十一	六十九	六十九	六十九	六十九
七十二	七十二	七十	七十	七十	七十
七十三	七十三	七十一	七十一	七十一	七十一
七十四	七十四	七十二	七十二	七十二	七十二
七十五	七十五	七十三	七十三	七十三	七十三
七十六	七十六	七十四	七十四	七十四	七十四
七十七	七十七	七十五	七十五	七十五	七十五
七十八	七十八	七十六	七十六	七十六	七十六
七十九	七十九	七十七	七十七	七十七	七十七
八十	八十	七十八	七十八	七十八	七十八
八十一	八十一	七十九	七十九	七十九	七十九
八十二	八十二	八十	八十	八十	八十
八十三	八十三	八十一	八十一	八十一	八十一
八十四	八十四	八十二	八十二	八十二	八十二
八十五	八十五	八十三	八十三	八十三	八十三
八十六	八十六	八十四	八十四	八十四	八十四
八十七	八十七	八十五	八十五	八十五	八十五
八十八	八十八	八十六	八十六	八十六	八十六
八十九	八十九	八十七	八十七	八十七	八十七
九十	九十	八十八	八十八	八十八	八十八
九十一	九十一	八十九	八十九	八十九	八十九
九十二	九十二	九十	九十	九十	九十
九十三	九十三	九十一	九十一	九十一	九十一
九十四	九十四	九十二	九十二	九十二	九十二
九十五	九十五	九十三	九十三	九十三	九十三
九十六	九十六	九十四	九十四	九十四	九十四
九十七	九十七	九十五	九十五	九十五	九十五
九十八	九十八	九十六	九十六	九十六	九十六
九十九	九十九	九十七	九十七	九十七	九十七
百	百	九十八	九十八	九十八	九十八

審査報告書  
 檢察官の俸給等に関する法律案  
 右全会一致をもって別冊の通り議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。  
 昭和二十三年六月八日  
 司法委員長 伊藤 修  
 参議院議長松平恒雄殿  
 第一條中「國務大臣の例により、」を「内閣総理大臣等の俸給等に関する法律の例により、」に改める。  
 第八條の次に、次の一條を加える。  
 第九條 檢察の俸給月額は、特別の

ものに限り、当分の間、第二條の規定にかかわらず、一万四千元とすることができ、

- 多数意見者署名  
 星野 芳樹 水久保彦作  
 遠山 丙市 大野 幸一  
 松井 道夫 宮城タマヨ  
 小川 友三 宇都宮 登  
 中村 正雄 岡部 常

要領書

一、委員会の決定の理由  
 本法案の内容は、檢察官の職務に鑑み、その司法官的性格を重んじ、裁判官に対する待遇に準じた給與を支給するため、現下の經濟事情に照應して新しい俸給に関する規定を設けたもので適切である。ただ第一條中この法律に定めるもの以外の給與について、次長檢察及び檢察長について國務大臣の例によるものとしたことは、その地位と職責とに鑑み適當でないから、これを内閣総理大臣等の俸給等に関する法律の例によるものとし、尙檢察については一時的の処置として、当分の間、特別のものに限り一万四千元とすることができるとし、此の旨を附則に規定する旨の修正をした。

二、事件の利害得失  
 檢察官の職責の重大にして、その任務の繁忙なるに報い、國內治安の確保に邁進せしめる利益がある。  
 三、費用  
 この法律の施行のために要する費用は、約七千四百四十万円である。

費用は、約七千四百四十万円である。  
 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
 よつて國會法第八十三條により送付する。  
 昭和二十三年五月二十九日  
 参議院議長 松岡 駒吉  
 参議院議長松平恒雄殿

檢察官の俸給等に関する法律案  
 第一條 檢察官の給與に關しては、檢察法及びこの法律に定めるものを除くの外、檢察總長、次長檢察及び檢察長については、國務大臣の例により、その他の檢察官については、一般官吏の例による。  
 但し、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に關する法律(昭和二十二年法律第六十七号)による超過勤務手当は、これを支給しない。

第二條 檢察官の俸給月額は、別表による。  
 第三條 法務總長は、各檢察及び各副檢察の別表により受くべき俸給の号俸を、職務と責任に應じ、更に勤務成績を考慮し、且つ初任給、昇給その他俸給の決定に關する規則に従つて、これを決定する。  
 2 前項に規定する準則は、法務總長が大藏大臣と協議して、これを定める。  
 第四條 檢察法第二十四條の規定により欠位を待つことを命ぜられた檢察官には、引きつづき扶養手当及び勤務地手当を支給する。

附則  
 第五條 この法律は、公布の日からこれを施行する。  
 第六條 この法律の規定による俸給その他の給與(旅費を除く。)は、昭和二十三年一月一日に遡及してこれを支給する。  
 2 昭和二十三年一月一日以後すでに支給された俸給その他の給與は、前項の規定により支給されるべき俸給その他の給與の内拂とみなし、これを超える額(退職手当及び死亡賜金にかかる部分の金額を除く。)は、所得稅法昭和二十二年法律第二十七号の適用については、同法第三十八條第一項第五号の給與とみなす。  
 第七條 檢察官の俸給等の應急的措置に關する法律(昭和二十二年法律第六十六号)は、これを廃止する。  
 第八條 この法律の規定は、國家公務員法の如何なる條項をも修正し、若しくは修正し、又はこれに代わるものではない。

区	分	月	額
檢察總長			二万円
次長檢察			一万七千円
市京高等檢察廳檢察官			一万八千円
その他の檢察官			一万七千円

檢事		副檢事	
一	一	一	一
二	二	二	二
三	三	三	三
四	四	四	四
五	五	五	五
六	六	六	六
七	七	七	七
八	八	八	八
九	九	九	九
十	十	十	十
十一	十一	十一	十一
十二	十二	十二	十二
十三	十三	十三	十三
十四	十四	十四	十四
十五	十五	十五	十五
十六	十六	十六	十六
十七	十七	十七	十七
十八	十八	十八	十八
十九	十九	十九	十九
二十	二十	二十	二十
二十一	二十一	二十一	二十一
二十二	二十二	二十二	二十二
二十三	二十三	二十三	二十三
二十四	二十四	二十四	二十四
二十五	二十五	二十五	二十五
二十六	二十六	二十六	二十六
二十七	二十七	二十七	二十七
二十八	二十八	二十八	二十八
二十九	二十九	二十九	二十九
三十	三十	三十	三十
三十一	三十一	三十一	三十一
三十二	三十二	三十二	三十二
三十三	三十三	三十三	三十三
三十四	三十四	三十四	三十四
三十五	三十五	三十五	三十五
三十六	三十六	三十六	三十六
三十七	三十七	三十七	三十七
三十八	三十八	三十八	三十八
三十九	三十九	三十九	三十九
四十	四十	四十	四十
四十一	四十一	四十一	四十一
四十二	四十二	四十二	四十二
四十三	四十三	四十三	四十三
四十四	四十四	四十四	四十四
四十五	四十五	四十五	四十五
四十六	四十六	四十六	四十六
四十七	四十七	四十七	四十七
四十八	四十八	四十八	四十八
四十九	四十九	四十九	四十九
五十	五十	五十	五十
五十一	五十一	五十一	五十一
五十二	五十二	五十二	五十二
五十三	五十三	五十三	五十三
五十四	五十四	五十四	五十四
五十五	五十五	五十五	五十五
五十六	五十六	五十六	五十六
五十七	五十七	五十七	五十七
五十八	五十八	五十八	五十八
五十九	五十九	五十九	五十九
六十	六十	六十	六十
六十一	六十一	六十一	六十一
六十二	六十二	六十二	六十二
六十三	六十三	六十三	六十三
六十四	六十四	六十四	六十四
六十五	六十五	六十五	六十五
六十六	六十六	六十六	六十六
六十七	六十七	六十七	六十七
六十八	六十八	六十八	六十八
六十九	六十九	六十九	六十九
七十	七十	七十	七十
七十一	七十一	七十一	七十一
七十二	七十二	七十二	七十二
七十三	七十三	七十三	七十三
七十四	七十四	七十四	七十四
七十五	七十五	七十五	七十五
七十六	七十六	七十六	七十六
七十七	七十七	七十七	七十七
七十八	七十八	七十八	七十八
七十九	七十九	七十九	七十九
八十	八十	八十	八十
八十一	八十一	八十一	八十一
八十二	八十二	八十二	八十二
八十三	八十三	八十三	八十三
八十四	八十四	八十四	八十四
八十五	八十五	八十五	八十五
八十六	八十六	八十六	八十六
八十七	八十七	八十七	八十七
八十八	八十八	八十八	八十八
八十九	八十九	八十九	八十九
九十	九十	九十	九十
九十一	九十一	九十一	九十一
九十二	九十二	九十二	九十二
九十三	九十三	九十三	九十三
九十四	九十四	九十四	九十四
九十五	九十五	九十五	九十五
九十六	九十六	九十六	九十六
九十七	九十七	九十七	九十七
九十八	九十八	九十八	九十八
九十九	九十九	九十九	九十九
百	百	百	百

〔伊藤修君登壇、拍手〕  
 ○伊藤修君 只今議題になりましたところの両案につきまして、委員会の経過並びに結果について御報告申し上げます。  
 先ず政府の提案理由につきまして少しく詳細……政府の提案理由を簡単に申上げて置きたいと存じます。



裁判官の報酬につきまは、憲法及び裁判所法の規定に基き、昭和二十二年四月十七日、第九十二帝國議會におきまして、裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律が定められ、同年五月三日から施行せられたのであります。この法律はその名の示しておきまは、終戦後におきまはる國內の不安定な経済情勢に鑑み、應急的措置として一應の定めをなしたものでありまは、本年一月一日からその効力を失うことになつておりましたのでありまは、併しなから経済情勢は、その後も依然として安定するに至らなかつたので、第一國會及び今國會におきまは、二回に亘りまは、この法律の有効期間が延長せられて参りました。去る五月二日を以て、この法律は満了することになりまは、これに對し、何らかの立法的措置を講じなければならなかつたのでありまは。然るに最近におきまは、外資の導入、賠償の見通し、その他等によりまは、我が國の産業、経済も漸く再建の曙光を見るに至り、一般の政府職員は、この程公布せられた政府職員俸給等に関する法律によりまは、平均月收二千九百二十円の新基準で体系付けられることになりまは、この際裁判官の報酬その他の給與につきまは、これに對應して、その職務の特殊性と重要性とに鑑み、職階制を加味した新基準による給與を定めることになつた次第であります。

民主主義國家における司法の職責の重要なことにつきまは、今更申上げるところではありまは、新憲法下におきまは、裁判所は旧憲法下の裁判所と異なり、廣く一切の法律上の訴訟に関する裁判権を有するのみならず、法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定し、又訴訟手續等に関する規則を制定する等の廣汎且つ重要な権限を與えられておきまは。御承知の通りでありまは、而も終戦後の社会的、経済的、混乱、動搖の中に於いて、國家再建のために、法的秩序の確立を維持する司法の任務の至高にして且つ緊要なることについては、今更申上げるまでもないことでありまは、このよう重要な任務を遂行するに足るものとして、至るべき権限を適正に行使し、至高なる任務を遺憾なく遂行することは極めて困難でありまは、このことは、その任に當る裁判官に、人格的見共に高邁であつて、而も法律の素養豊かな適材を得て、而もその人が何ら後顧の憂なく、その職務に精勵することによつて、初めてこれを望み得るのでありまは。然るに、現任裁判官は一般の日常生活は極めて困窮し、消費額も現下の社会環境の下において、窮乏に堪えつつ清廉よく身を持し、激増の一途を辿る諸案件を処理して、よくその任務を果しておるのでありまは、その職務の重大且つ高貴なるに反し、その報酬は余りにも乏しく、日々高騰する物價の波に押流されて、経済的最低生活を維持することすら困難な状態にありまは、或いは職に離れ、或いは病床に臥して回復せず、或いは生活難のため心ならずも職を他に轉ずる者等が相次ぎまは、昨年中のみにても退職者は百

十三名を數え、現在における裁判官の欠員數は實に三百十名の多きに達しておるのであります。これは誠に憂慮いたすべきことでありまは、これは誠意に判官が高き職務を担いながら、而も余りに報酬が乏しく、絶えず経済的窮乏に傾けられると共に、これを現状のまま放置することができまは、民主主義國家の國民として誠意に担すべきことと存するのであります。新憲法が裁判官の報酬について特に規定を設けておきまは、誠意に担すべきことと存するのであります。裁判官の担う責務、使命と考へまは、その報酬が、少くとも裁判官の威信を保持するに足るものとして、國民の義務であるように定めることは、國民の義務であると信ずるものであります。よつて裁判官が、一般官吏に比し高い報酬を受くべきは當然でありまは、最高裁判所の裁判官は國務大臣と同等の報酬を、又その他の裁判官はこれに準ずる報酬を受け得るものと信ずるのであります。米國及び英國の裁判官が、他の官吏に比して特に高い待遇を受けておることは御承知の通りでありまは。併しなから國家財政窮乏の現状におきまは、今日直ちに米國又は英國に比肩し得るよう高い裁判官の報酬を定めることは不可能でありまは、又政府職員全般の給與体系との調和をも顧慮しなければなりません。この法案におきまは、これらの事情をも考慮して裁判官の報酬の額を一應別表の通り定めたのであります。この金額と雖も、物價指數及び生計費指數及び所得税率の変動等を勘考して、これを戦前の俸給と比較すると

きは、決して十分のものではなく、むしろ尙乏しいものであることは御了解を願へることと存するのであります。この法案は裁判官の報酬の額を定めた外、その支給方法や報酬以外の給與の規定などを定め、尙その施行に必要な経過規定を定めたものであります。以上が裁判官の報酬等に関する法律案の提案理由であります。檢察官の俸給等に関する法律案の提案理由も、略々申上げました裁判官の報酬等に関する提案理由と大同小異でありまは、即ち檢察官は準司法官の性格を持つておきまは、その職務の重要性は裁判官の職務と劣らぬものがある。かような見地からいたしまして、その他生活上の事情、いろ／＼な点から、只今申上げました裁判官の提案理由と大体において似ておるのでありまは、これは速記録に譲りまして省略いたさせて置きたいと存じます。かような政府の提案せられたところの法案の理由は、すでに当司法委員会におきまは、第一國會の半ばにおきまは、この提案理由と同様な趣旨の決議をなしておるのであります。即ち裁判官、檢察官、裁判所職員、刑務官、これらの人が身を挺して國家再建のため、戦後におけるところの治安維持のために日本の法治國家維持のために、民主主義國家再建のために努力しておられることは、他の一般行政官も同様でありまは、他の一般行政官も同様でありまは、この担当職員の努力面におきまは、日常現われるところの犯罪事実、保身關係、従つて全刑務所におけるところの過剰拘禁等から察しまは、如何にこの仕事の増大してお

るかといふことは、思い半ばに過ぎるものがあるものであります。かような見地からいたしまして、只今政府提案理由に申しておられるがご趣旨の決議をいたしまして、速かにこれらの司法官に對する、或いは檢察官に對して遇改善を図るべきことを決議いたしまして、以來当司法委員会におきまは、事あるごとにこれを強調いたしまして、政府を擁護して参つたのであります。然るに恰もこの委員会の決議に對しての回答とも称すべき本法律案が提案されましたことと對しましては、當委員会におきまは、又參議院全体の空氣からいたしまして、私は非常に満足するものであると存する次第でありまは。かような趣旨におきまは、司法官の待遇に對しましては、全體的にこれに賛成の意を表しておる次第であります。然るにたま／＼この多年希望して参りましたところの司法官の待遇が、一應解決したと安心する途端におきまは、全司法官、全檢察官の二陣に分れて、いわゆる司法官と檢察官の待遇平等論というものが起つて参つたのであります。これに對しましては、誠に司法委員会におきまは、非常に苦痛を感じまは、慎重審議を重ねた次第であります。即ち司法官は憲法上におきまは、その報酬は特別にこれを定められておる、相當なる報酬を受くべきところの趣旨を憲法上に明文を以て定めておる。憲法は、司法官に對しましては、特段の地位を、高き地位を望んでおるといふことを主張し、故に司法官に對しましては格段の地位を與へなくてはならぬ。又職責上から



うな誤解を以て注意をせしめ、かようにその指定する法文を明確にした次第であります。

又裁判官の報酬等に関する法律案中第十條の修正であります。これは法文自体によりますと、最高裁判所は將來経済上の変動によりまして、それがスライドして、最高裁判所が勝手に、任意に、自由に、司法官の俸給を上げることができるといふ規定であるのであります。かような規定ができたゆえんのもの、当時大蔵省におきまして、一般官吏に対しては、いわゆるスライド制を採るといふような腹案があつたのであります。その腹案が成立するものといふことを基礎にいたしました。この十條といふものが設けられたのです。若しかよるな政府の方針が、いわゆる今後におけるところの俸給に對しましては、すべてスライド制を採るといふならば、いざ知らず、然らざる場合におきまして、ひとり最高裁判所のみを對しましてこのスライド制を許すといふことは、日本の予算すべての點に對しまして一大変革を來すゆえんのものでありますから、事小なりと雖もこの法案中この原則をここに表現することは、我々今日の情勢におきましては、拒否しなくてはならぬ。かような點からいたしました。この十條中の「裁判所は」といふことを改めまして、別に法律で定めると、いわゆる俸給を上げんとする場合におきましては國會の同意を取れ、而して支給する。こゝろいふに改めた次第であります。

以上四點の修正案は、当委員会におきましては各派協同提案によりまして、満場一致で修正案通り可決いたしました次第であります。修正案を除くところの原案に對しましては、勿論原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。以上簡單ながら委員会経過を御報告申し上げます。(拍手)

○議長松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案とも委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り、修正議決することに賛成の諸君の起立を請います。

〔議員起立〕  
○議長松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつて本案は委員会修正通り全会一致を以て議決せられました。

○議長松平恒雄君) 日程第七、農薬取締法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。農林委員長楠見謙男君。

審査報告書

農薬取締法案  
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年六月十一日

農林委員長 楠見 謙男

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

- 石川 進吉 島村 軍次
- 高橋 啓 北村 一男
- 羽生 三七 廣瀬與兵衛
- 岡村文四郎 寺尾 博
- 徳川 宗敬 柴田 政次
- 木村三四郎 河井 彌八

小杉 兼安 西山 龜七  
山崎 恒

要領書

一、委員会決定の理由  
本法案は、最近における農薬の供給不足と相まつて不正粗悪な農薬の横行はなほだしく、農薬生産上少なからぬ悪影響を及ぼしている実情に鑑み、不正農薬の取締と農薬の品質の保持向上を目的として立案せられたもので、取替農薬について、(一)予じめ登録制度を設けること、(二)品質、使用方法その他の表示をなせしめ、随時検査の施行による取締を實行する等、の外本法施行に伴う農薬検査所、農薬審議会の設定等を内容としており、委員会は全会一致を以てその趣旨及び内容いづれも妥當なるものと認められた。

二、利害得失  
本法案の趣旨達成せられる場合においては、農薬増産上相當の効果を挙げうるものと認められる。但し、農民は従来自己の危険負担において良薬の選択に努力していたのであるが、本法案実施により登録農薬に全幅の信頼を置くことになるから、政府はそれだけ本法実施上の責任は重加せられると共に、農薬知識の普及向上についても万全の努力をなされねばならぬ。

三、懸案

本法案実施に必要な経費は従来農薬関係経費を引続き充當せんとするものであるから本件に伴う新たな特別の経費は、これを必要としぬ。

農薬取締法案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國會法第八十三條により送付する。

昭和二十三年六月八日

衆議院議長 松岡 駒吉

参議院議長松平恒雄殿

農薬取締法案

農薬取締法

(三讀)

第一條 この法律において、「農薬」とは、農作物(樹木を含む。以下同じ)又は農林産物を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動物(以下病害虫と総稱する。)の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤をいう。

2 前項の防除のために利用される天敵は、この法律の適用については、これを農薬とみなす。

3 この法律において「製造業者」とは、農薬を製造し、又は加工することを業とする者をいい、「輸入業者」とは、農薬を輸入することを業とする者をいい、「販賣業者」とは、農薬を販賣することを業とする者をいい、「防除業者」とは、農薬を使用して第一項の防除を行うことを業とする者をいう。

(製造業者及び輸入業者の農薬の登録)

第二條 製造業者又は輸入業者は、その製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬について、農林大臣の登録を受けなければ、これを販賣してはならない。

2 前項の登録の申請は、左の事項を記載した書面及び農薬の見本を提出して、これをしたなければならない。

一 氏名(法人の場合にあつてはその名称及び代表者の氏名。以下同じ)及び住所

二 農薬の種類、名称、物理的化學的性状並びに有効成分とその他の成分との別にその各成分の種類及び含有量

三 適用病害虫、使用方法並びに薬効及び薬害に関する試験成績

四 製造場の名称及び所在地

五 製造業者の製造し、又は加工した農薬については、製造方法及び製造責任者の氏名

3 農林大臣は、前項の申請を受けたるときは、農薬検査所の官吏(以下検査官吏という)に農薬の見本について検査させ、その申請を受けた日から二箇月以内に、農薬審議会の議決を経て当該農薬を登録し、且つ、左の事項を記載した登録票を交付しなければならない。

一 登録番号及び登録年月日

二 農薬の種類及び名称

三 製造業者又は輸入業者の氏名

四 製造場の名称及び所在地

農林大臣は、前項の登録につき、省令で定めるところにより、申請者から手数料を徴収することができる。

(記載事項の訂正又は品質改良の指示)

第三條 農林大臣は、前条第三項の検査の結果、同条第二項の書面の

記載事項に虚偽の事実があると認めるとき又はその書面に記載する使用法により当該農薬を使用する場合に農作物、農林産物若しくは使用者に害があると認めるときは、同条第三項の規定にかかわらず登録を保留して、申請者に対しその書面の記載事項を訂正し、又は当該農薬の品質を改良すべきことを指示することができる。

2 前項の指示を受けた者が、その指示を受けた日から一箇月以内にその指示に基づき書面の記載事項の訂正又は品質の改良をしないときは、農林大臣は、その者の登録の申請を却下する。

3 農林大臣は、前二項の処分をするには、農薬審議会の議決を経なければならぬ。

4 農林大臣は、前項の申立を受けたときは、その申立を受けた日から二箇月以内に、農薬審議会の議決を経てこれについて決定をし、その申立を正当と認めるときは速かに当該申請者に登録簿を交付し、その申立を正当でないとし、たときは当該申請者にその旨を通知しなければならぬ。

5 異議の申立をした者が、前項後段の通知を受けた日から一箇月以内に前条第一項の指示に基づいて書

面の記載事項の訂正又は品質の改良をしないときは、農林大臣は、その者の登録の申請を却下する。

(登録の有効期間)  
第五條 第二條の登録の有効期間は三年とする。但し、同条第二項第二号の事項中に変更を生じたときは、登録はその有効を失う。

(記載事項の変更)  
第六條 第二條の登録を受けた者は、同条第二項第一号又は第三号から第五号までの事項中に変更を生じたときは、その理由を附して二週間以内に、その旨を農林大臣に届け出なければならぬ。

第七條 製造業者又は輸入業者は、その製造し、若しくは加工し、又は輸入した農薬を販賣するとき、その容器（容器に入れないで販賣する場合にあつてはその包装）に左の事項の眞実な表示をしなければならぬ。

一 登録番号  
二 農薬の種類、名称、内容量、物理的・化学的性状並びに有効成分その他の成分と別にその各成分の種類及び含有量

三 適用病害虫及び使用法  
四 人畜に有害な農薬については、その旨及び解毒剤の名称（解毒剤のない場合にあつては、その旨）

五 引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨

六 貯蔵上又は使用上における注意事項  
七 製造場の名称  
八 製造業者の製造し、又は加工した農薬については、製造年月及び包装年月

(販賣業者の届出)  
第八條 販賣業者は、その営業所ごとに、左の事項を当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならぬ。

一 氏名及び住所  
二 当該営業所  
三 卸賣業及び小賣業の別

2 販賣業者は、前項の届出事項中に変更を生じたときもまた同項と同様に届け出なければならぬ。

3 前二項の規定による届出は、あらたに営業を開始した場合にあつてはその開始後二週間以内、営業所を増設した場合にあつてはその増設後二週間以内、第一項の事項中に変更を生じた場合にあつてはその変更を生じた後二週間以内に、これをしなければならぬ。

(販賣業者の農薬の表示)  
第九條 販賣業者は、容器又は包装に第七條の規定による表示のある農薬（分割して販賣する場合にあつては、その各々につき同條に規定する各事項の外販賣業者の氏名をも表示した農薬）でなければこれを販賣してはならぬ。

(帳簿)  
第十條 製造業者、輸入業者及び販賣業者は、帳簿を備え付け、これに農薬の種類別に、製造業者及び

輸入業者にあつてはその製造又は輸入数量及び譲渡先別譲渡数量を、販賣業者にあつてはその譲渡数量及び譲渡数量を、皆実且つ完全に記載し、少くとも三年間その帳簿を保存しなければならない。

(防除業者の届出)  
第十一條 防除業者は、左の事項を農林大臣に届け出なければならぬ。

一 氏名及び住所  
二 事業の内容  
三 営業所  
四 防除の方法及び防除に使用する農薬の種類

2 前項の規定による届出については、第八條第二項及び第三項の規定を準用する。

(防除業者に対する監督)  
第十二條 前條の規定により届出があつた方法による防除又は農薬の使用が農作物又は農林産物に害を及ぼすと認められるときは、農林大臣は、農薬審議会の議決を経て、防除業者に対し防除の方法の変更を命じ、又は当該農薬の使用を禁止するものとする。

2 前項の処分不服がある者は、その処分の通知を受けた日から二週間以内に、農林大臣に書面をもつて異議の申立をすることができる。

3 農林大臣は、前項の申立を受けたときは、その申立を受けた日から二箇月以内に、農薬審議会の議決を経てこれについて決定をし、その申立を正当と認めるときは速かに第一項の処分を取り消し、そ

の申立を正当でないとし、認めるときは当該申立者にその旨を通知しなければならぬ。

(登録農薬に関する取扱い)  
第十三條 農林大臣は、製造業者、輸入業者、販賣業者又は防除業者に対し、その業務に關し報告を命じ、又は調査官吏にこれらの者から第十四條の施設のため必要数量の農薬若しくはその原料を採取させ、若しくは必要の場合に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を調査させることができる。但し、農薬又はその原料を採取せしめるときは、時間によつてその対価を支拂わなければならない。

2 前項の場合において、同項の掲げる者から要求があつたときは、検査官吏は、その身分を示す証票を示さなければならない。

第十四條 農林大臣は、その定める検査方法に従い、検査官吏に農薬を検査させ、その結果第七條又は第九條の規定による表示に虚偽の事実があることを発見したときは、農薬審議会の議決を経て、当該農薬の販賣の禁止若しくは停止を命じ、又は第二條の規定による登録を取り消すものとする。

2 前項の処分があつた場合には第十二條第二項及び第三項の規定を準用する。

(農薬検査所)  
第十五條 農薬の検査に關する事務を掌らせるため、農林省に農薬検査所を置く。

2 農林大臣は、その旨を通知し、その申立を正当と認めるときは速かに第一項の処分を取り消し、その申立を正当でないとし、認めるときは当該申立者にその旨を通知しなければならぬ。

2 前項の場合において、同項の掲げる者から要求があつたときは、検査官吏は、その身分を示す証票を示さなければならない。

2 前項の場合において、同項の掲げる者から要求があつたときは、検査官吏は、その身分を示す証票を示さなければならない。

2 前項の場合において、同項の掲げる者から要求があつたときは、検査官吏は、その身分を示す証票を示さなければならない。

2 前項の場合において、同項の掲げる者から要求があつたときは、検査官吏は、その身分を示す証票を示さなければならない。

2 前項の場合において、同項の掲げる者から要求があつたときは、検査官吏は、その身分を示す証票を示さなければならない。

2 前項の場合において、同項の掲げる者から要求があつたときは、検査官吏は、その身分を示す証票を示さなければならない。

2 前項の場合において、同項の掲げる者から要求があつたときは、検査官吏は、その身分を示す証票を示さなければならない。





を施行する。

審査報告書  
内閣総理大臣等の俸給等に関する法律案

右全案一致をもって可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年六月十一日

財政及び金 黒田 英雄  
参議院議長 松平恒雄殿

多数意見者署名

高橋龍太郎 石川 津吉  
西川 甚五郎 赤澤 與仁  
山田 佐一 伊藤 保平  
田口政五郎 栗山 喜作  
玉屋 喜章 栗山 良夫  
星 一 深川 マエ  
小宮山常吉 木内 四郎

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法案は、内閣総理大臣等に対する俸給は、従来一般官吏とは別にそれぞれ官職別に定額を定め、形式は一般官吏と同様官吏俸給令その他の規定によつて附した。これ等の者の担当する職務の内容と責任とは特に重大なものがあつた。その給與も一般官吏とは別個の法律に規定することが適当と認められるので、新たに法律を制定し俸給額を相当増額し、新たに勤務地手当を加え、又俸給の支給方法に相当の改正を加え、一月一日に遡及してこれを支給することとするのであつて、適当と認める。

二、事件の利害得失  
この措置によつて、内閣総理大臣等の給與を職務の内容等に適合せしめる利益がある。

三、費用  
この法律施行のために要する費用は約六百万円である。

内閣総理大臣等の俸給等に関する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて閣法第八十三條により送付

昭和二十三年六月九日

衆議院議長 松岡 靑吉  
参議院議長 松平恒雄殿

内閣総理大臣等の俸給等に関する法律案  
内閣総理大臣等の俸給等に関する法律案

第一條 左に掲げる官吏(以下内閣総理大臣等という)の受ける俸給その他の給與については、この法律の定めるところによる。

一 内閣総理大臣  
二 内閣副総理大臣  
三 検査官  
四 人事委員長及び人事委員  
五 特命全權大使  
六 宮内府長官  
七 侍從長  
八 特命全權公使

第二條 内閣総理大臣等の俸給月額等は、別表による。

第三條 あらたに内閣総理大臣等になつた者には、発令の日から、俸給を支給する。但し、退官した者又は免官された者が即日内閣総理大臣等に任ぜられたときは、発令の日の翌日から、俸給を支給する。

第四條 内閣総理大臣等が退官、免官又は死亡に因り内閣総理大臣等でなくなつたときは、その日まで俸給を支給する。

第五條 前二條の規定により俸給を支給する場合においては、その俸給の額は、俸給月額の二十五分の一を以て俸給日額とし、日割によりこれを計算する。但し、その額が俸給月額を超えるときは、これを俸給月額にとりこむものとする。

第六條 俸給は毎月二十一日に、これを支給する。但し、第四條の場合においては、その際、これを支給する。

第七條 内閣総理大臣等に対しては、俸給の外勤務地手当、退職手当、死亡賜金及び旅費を支給する。前項に掲げる給與の額、支給條

件及び支給手続は、一般官吏によつて定められてゐるものの例による。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第一條から第五條まで及び第七條(旅費に関する部分を除く)の規定は、昭和二十三年一月一日以後の給與につき、これを適用する。

第一條及び別表中「人事委員長及び人事委員」とあるのは、人事委員会の設置に至るまでは、「臨時人事委員会の委員長及び委員」と読み替へるものとする。

内閣総理大臣等が昭和二十三年一月一日以後において、既に支給を受けた俸給、暫定加給、暫定加給臨時増給、臨時家族手当給與令(昭和二十七年勅令第二百一十一号)による臨時職手当、交通至難の場所における臨時家族手当、交通至難の場所における勅令第四百五号による臨時勤務地手当、政府職員に対する臨時勤務地手当(昭和二十二年法律第二十号)による臨時手当、退職手当及び死亡賜金は、これをこの法律による俸給その他の給與の内拂とみなす。

前項の規定により内拂金とみなされた金額(退職手当及び死亡賜金に係る部分の金額を除く)と、この法律による俸給及び勤務地手当の合計額との差額は、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の適用については、これを同法第三十八條第一項第五号の給與とみなす。

別表

官職名	俸給月額
内閣総理大臣	三〇〇,〇〇〇円
内閣副総理大臣	二五〇,〇〇〇円
検査官	一〇〇,〇〇〇円
人事委員長及び人事委員	三〇〇,〇〇〇円
特命全權大使	一八〇,〇〇〇円
宮内府長官	一〇〇,〇〇〇円
侍從長	五〇,〇〇〇円
特命全權公使	三〇〇,〇〇〇円

【黒田英雄君の陳述、拍手】  
○黒田英雄君、只今上程されました両案の経過並びに結果について御報告をいたします。

先づ臨時通貨法の一部を改正する法律案でありました理由、並びに内容について申し上げますが、臨時通貨法は臨時補助貨幣として五十銭、十銭、五銭、一銭の四種を只今規定してあるものであります。その中で現在はまだ五十銭の黄銅貨だけを製造してあるものであります。最近の物價の騰貴によります取引の状況から見まして、尙高額の補助貨、即ち硬貨でありましたが、硬貨即ち五円及び一円の補助貨幣を加えて製造しようとするのであります。つまり四種を六種に改めるといふのが内容であります。又五十銭の黄銅貨は、近く物價改訂に伴つて人件費、物件費等の上昇が起りますといふので、一枚の製造費が五十銭を超すといふやうなことが想像されますので、これは新らしい五十銭の兌換券の方に譲つて、今後は専ら五円と一円の硬貨を製造しようとするのであります。そうしてこの新らしい五円は百円まで、一円は二十円までを法貨として強制通用力を持たせようとするのであります。

質疑應答に移ります。その中の一、二を御紹介しますが、これらの硬貨の製造の経費はどのくらい懸するかといふことにつきまして、現在の貸金ベースでありますといふと、五十銭は四十五銭ぐらいであります。千八百円ベースになりますといふと、六十五銭を要するに及びます。五十銭を越すといふことにはなっておりません。一円は新貨金ベースで六十九銭、五円は七十二銭かかるというのであります。次にこれらの硬貨はどれくらい製造する見込であるかといふことにつきまして、まあ取引の状況によつて変わつて行くのであります。現在のところでは技術上の関係から、一円は十一月頃から、五円は十月頃から製造するものであります。大阪造幣局は五円を一億二千八百万枚、金額にし

て六億四千万円、一円は東京と廣島の支局で以て八千四百萬枚を造る見込である。そうしてその採算の上から見ますといふと、三億円以上利益があるといふことではあります。

かくて質疑を終りまして、討論に入りました。採決をいたしましたのであります。全案一致を以て原案通り可決すべきものと決定をいたしましたのであります。

次に内閣総理大臣等の俸給等に関する法律案について御説明をいたします。

先づ法案の内容と政府が提案いたしました理由について申し上げますが、内閣総理大臣等と申しますのは、内閣総理大臣、内閣副総理大臣、検査官、人事委員長及び人事委員、特命全權大使、宮内府長官、侍從長、特命全權公使、これらに對して支給する俸給料をこの法律で定めようとするのであります。そのうち内閣総理大臣の俸給は月額二万五千円、内閣副総理大臣は二万五千円、内閣副総理大臣、検査官等は二万五千円、内閣副総理大臣、一萬五千円といふやうな階級であるのであります。そうしてその外支給の期日を一定して毎月二十一日に支給するか、或いは支給を始めるとき、或いは支給を終るとき等にいろいろ規定を設けてゐるのであります。そうして俸給の外に新たに勤務地手当を加へまして、俸給の補充作用をなさせようとしたのであります。又これは本年一月一日に遡つて支給をいたしましたのであります。

また、これは本年一月一日に遡つて支給をいたしましたのであります。また、これは本年一月一日に遡つて支給をいたしましたのであります。また、これは本年一月一日に遡つて支給をいたしましたのであります。

また、これは本年一月一日に遡つて支給をいたしましたのであります。また、これは本年一月一日に遡つて支給をいたしましたのであります。

また、これは本年一月一日に遡つて支給をいたしましたのであります。また、これは本年一月一日に遡つて支給をいたしましたのであります。

また、これは本年一月一日に遡つて支給をいたしましたのであります。また、これは本年一月一日に遡つて支給をいたしましたのであります。

また、これは本年一月一日に遡つて支給をいたしましたのであります。また、これは本年一月一日に遡つて支給をいたしましたのであります。

また、これは本年一月一日に遡つて支給をいたしましたのであります。また、これは本年一月一日に遡つて支給をいたしましたのであります。

また、これは本年一月一日に遡つて支給をいたしましたのであります。また、これは本年一月一日に遡つて支給をいたしましたのであります。

また、これは本年一月一日に遡つて支給をいたしましたのであります。また、これは本年一月一日に遡つて支給をいたしましたのであります。

また、これは本年一月一日に遡つて支給をいたしましたのであります。また、これは本年一月一日に遡つて支給をいたしましたのであります。

また、これは本年一月一日に遡つて支給をいたしましたのであります。また、これは本年一月一日に遡つて支給をいたしましたのであります。

また、これは本年一月一日に遡つて支給をいたしましたのであります。また、これは本年一月一日に遡つて支給をいたしましたのであります。

りまして、給與の額を相當引上げますと同時に、従來の法律の形式を改めまして、一般官吏とは別個の法律にしたと云ふのであります。

この法案の質案に移つたのであります。その二を申上げます。總理大臣、國務大臣の俸給の額はこれでも尙低きに過ぎないかといふような御質問に對しましては、これはいろいろ前から論議があつたのであります。公的生活は極力國費で以てこれを持つことにし、私的生活につきましては、現在の我が國の國情からいまして、できるだけ一般國民との開きをないように行きたいといふ關係の意見もあつたのであります。併し現在の給與は余りにも少いのであります。併し又これを余り多くするといふことは、國民に對しても言いくいになつたところから、本法案のようになつたといふ説明でありました。又一方には裁判官との關係も考慮してあるといふことであつたのであります。

尙他の御質問は、これは二千九百二十円ベースに準じたものであらうと思つて、三千八百円になるものならば、これも引上げるようになるのかといふ御質問に對しましては、政府委員から事務的に言へば、まあさういふふうな關係になるんであります。併し前に申したやうな、な關係もあるもので、必ずしもさうなるかどうかといふことは、まだ決まつてはいつたりと申上げることができないといふやうな答弁であつたのであります。その他の質疑應答は、速記録に載ることをお許しを願ひまして、かくて討論採決に移りました。並合一致を以て政府原案通り可決すべきものと決定いたしました。大體であります。これを以て報告を終ります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより兩案の採決をいたします。兩案全部を問題に供します。兩案に賛成の諸君の起立を請ひます。

(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつて兩案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際日程第二十より第二十二までの請願及び日程第二十一及び第二十二の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)と云ふ者あり。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先づ委員長長の報告を求めます。鐵工業委員長稲垣平太郎君。

鐵工業委員長稲垣平太郎君 報告第一号

一 礦院の會議に付するを要するもの。

第二十七号 長崎縣の鉱害に對する國庫補助に關する請願

第三十一号 常盤炭鉱地帯の漏水防止工事施行に關する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十三年五月二十五日

鐵工業委員長 稲垣平太郎

參議院議長 松平恒雄

鐵工業委員長 請願特別報告第一号

長崎縣の鉱害に對する國庫補助に關する請願

第二十七号 長崎縣西彼杵郡時津村 山口正之外五名提出

常盤炭鉱地帯の漏水防止工事施行に關する請願

第三十一号 平市四軒町仙台商工局 提出

右二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年五月二十五日

鐵工業委員長 稲垣平太郎

參議院議長 松平恒雄

意見書案

長崎縣の鉱害に對する國庫補助に關する請願

山口正之外五名提出

長崎縣の鉱業經營が戦時中より、規

部改正に關する請願

第四百三十五号 カライドの生産振興に關する請願

第五百一十号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十一号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十二号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十三号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

昭和二十三年六月五日

鐵工業委員長 稲垣平太郎

參議院議長 松平恒雄

鐵工業委員長 請願特別報告第二号

常盤炭鉱地帯の漏水防止工事施行に關する請願

第三十一号 平市四軒町仙台商工局 提出

鐵工業委員長 請願特別報告第二号

内閣總理大臣 芦田均

參議院議長 松平恒雄

鐵工業委員長 請願特別報告第二号

右の請願は

長崎縣の鉱業經營が戦時中より、規

部改正に關する請願

第四百三十五号 カライドの生産振興に關する請願

第五百一十号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十一号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十二号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十三号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

昭和二十三年六月五日

鐵工業委員長 稲垣平太郎

參議院議長 松平恒雄

鐵工業委員長 請願特別報告第二号

常盤炭鉱地帯の漏水防止工事施行に關する請願

第三十一号 平市四軒町仙台商工局 提出

鐵工業委員長 請願特別報告第二号

内閣總理大臣 芦田均

參議院議長 松平恒雄

鐵工業委員長 請願特別報告第二号

右の請願は

長崎縣の鉱業經營が戦時中より、規

部改正に關する請願

第四百三十五号 カライドの生産振興に關する請願

第五百一十号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十一号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十二号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十三号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

昭和二十三年六月五日

鐵工業委員長 稲垣平太郎

參議院議長 松平恒雄

鐵工業委員長 請願特別報告第二号

常盤炭鉱地帯の漏水防止工事施行に關する請願

第三十一号 平市四軒町仙台商工局 提出

鐵工業委員長 請願特別報告第二号

内閣總理大臣 芦田均

參議院議長 松平恒雄

鐵工業委員長 請願特別報告第二号

右の請願は

長崎縣の鉱業經營が戦時中より、規

部改正に關する請願

第四百三十五号 カライドの生産振興に關する請願

第五百一十号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十一号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十二号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十三号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

昭和二十三年六月五日

鐵工業委員長 稲垣平太郎

參議院議長 松平恒雄

鐵工業委員長 請願特別報告第二号

常盤炭鉱地帯の漏水防止工事施行に關する請願

第三十一号 平市四軒町仙台商工局 提出

鐵工業委員長 請願特別報告第二号

内閣總理大臣 芦田均

參議院議長 松平恒雄

鐵工業委員長 請願特別報告第二号

右の請願は

長崎縣の鉱業經營が戦時中より、規

部改正に關する請願

第四百三十五号 カライドの生産振興に關する請願

第五百一十号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十一号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十二号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十三号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

昭和二十三年六月五日

鐵工業委員長 稲垣平太郎

參議院議長 松平恒雄

鐵工業委員長 請願特別報告第二号

常盤炭鉱地帯の漏水防止工事施行に關する請願

第三十一号 平市四軒町仙台商工局 提出

鐵工業委員長 請願特別報告第二号

内閣總理大臣 芦田均

參議院議長 松平恒雄

鐵工業委員長 請願特別報告第二号

右の請願は

長崎縣の鉱業經營が戦時中より、規

部改正に關する請願

第四百三十五号 カライドの生産振興に關する請願

第五百一十号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十一号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十二号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十三号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

昭和二十三年六月五日

鐵工業委員長 稲垣平太郎

參議院議長 松平恒雄

鐵工業委員長 請願特別報告第二号

常盤炭鉱地帯の漏水防止工事施行に關する請願

第三十一号 平市四軒町仙台商工局 提出

鐵工業委員長 請願特別報告第二号

内閣總理大臣 芦田均

參議院議長 松平恒雄

鐵工業委員長 請願特別報告第二号

右の請願は

長崎縣の鉱業經營が戦時中より、規

部改正に關する請願

第四百三十五号 カライドの生産振興に關する請願

第五百一十号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十一号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十二号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十三号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

昭和二十三年六月五日

鐵工業委員長 稲垣平太郎

參議院議長 松平恒雄

鐵工業委員長 請願特別報告第二号

常盤炭鉱地帯の漏水防止工事施行に關する請願

第三十一号 平市四軒町仙台商工局 提出

鐵工業委員長 請願特別報告第二号

内閣總理大臣 芦田均

參議院議長 松平恒雄

鐵工業委員長 請願特別報告第二号

右の請願は

長崎縣の鉱業經營が戦時中より、規

部改正に關する請願

第四百三十五号 カライドの生産振興に關する請願

第五百一十号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十一号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十二号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十三号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

昭和二十三年六月五日

鐵工業委員長 稲垣平太郎

參議院議長 松平恒雄

鐵工業委員長 請願特別報告第二号

常盤炭鉱地帯の漏水防止工事施行に關する請願

第三十一号 平市四軒町仙台商工局 提出

鐵工業委員長 請願特別報告第二号

内閣總理大臣 芦田均

參議院議長 松平恒雄

鐵工業委員長 請願特別報告第二号

右の請願は

長崎縣の鉱業經營が戦時中より、規

部改正に關する請願

第四百三十五号 カライドの生産振興に關する請願

第五百一十号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十一号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十二号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十三号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

昭和二十三年六月五日

鐵工業委員長 稲垣平太郎

參議院議長 松平恒雄

鐵工業委員長 請願特別報告第二号

常盤炭鉱地帯の漏水防止工事施行に關する請願

第三十一号 平市四軒町仙台商工局 提出

鐵工業委員長 請願特別報告第二号

内閣總理大臣 芦田均

參議院議長 松平恒雄

鐵工業委員長 請願特別報告第二号

右の請願は

長崎縣の鉱業經營が戦時中より、規

部改正に關する請願

第四百三十五号 カライドの生産振興に關する請願

第五百一十号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十一号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十二号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十三号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

昭和二十三年六月五日

鐵工業委員長 稲垣平太郎

參議院議長 松平恒雄

鐵工業委員長 請願特別報告第二号

常盤炭鉱地帯の漏水防止工事施行に關する請願

第三十一号 平市四軒町仙台商工局 提出

鐵工業委員長 請願特別報告第二号

内閣總理大臣 芦田均

參議院議長 松平恒雄

鐵工業委員長 請願特別報告第二号

右の請願は

長崎縣の鉱業經營が戦時中より、規

部改正に關する請願

第四百三十五号 カライドの生産振興に關する請願

第五百一十号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十一号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十二号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十三号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

昭和二十三年六月五日

鐵工業委員長 稲垣平太郎

參議院議長 松平恒雄

鐵工業委員長 請願特別報告第二号

常盤炭鉱地帯の漏水防止工事施行に關する請願

第三十一号 平市四軒町仙台商工局 提出

鐵工業委員長 請願特別報告第二号

内閣總理大臣 芦田均

參議院議長 松平恒雄

鐵工業委員長 請願特別報告第二号

右の請願は

長崎縣の鉱業經營が戦時中より、規

部改正に關する請願

第四百三十五号 カライドの生産振興に關する請願

第五百一十号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十一号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十二号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十三号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

昭和二十三年六月五日

鐵工業委員長 稲垣平太郎

參議院議長 松平恒雄

鐵工業委員長 請願特別報告第二号

常盤炭鉱地帯の漏水防止工事施行に關する請願

第三十一号 平市四軒町仙台商工局 提出

鐵工業委員長 請願特別報告第二号

内閣總理大臣 芦田均

參議院議長 松平恒雄

鐵工業委員長 請願特別報告第二号

右の請願は

長崎縣の鉱業經營が戦時中より、規

部改正に關する請願

第四百三十五号 カライドの生産振興に關する請願

第五百一十号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十一号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十二号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

第五百八十三号 輕金屬地金價格差補給金に關する請願

昭和二十三年六月五日

鐵工業委員長 稲垣平太郎

參議院議長 松平恒雄

鐵工業委員長 請願特別報告第二号

常盤炭鉱地帯の漏水防止工事施行に關する請願

第三十一号 平市四軒町仙台商工局 提出

鐵工業委員長 請願特別報告第二号

内閣總理大臣 芦田均

參議院議長 松平恒雄

鐵工業委員長 請願特別報告第二号

右の請願は

長崎縣の鉱業經營が戦時中より、規



